

令和2年6月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
令和2年6月18日～19日

場 所 第4委員会室

令和2年6月18日(木曜日)

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正
予算(第4号)

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
 - ・令和元年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
 - ・令和元年度宮崎県事故繰越し繰越計算書
- 環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査
- その他報告事項
- ・次期指定管理候補者の選定について
 - ・宮崎県森林環境税について
 - ・川内川水系河川白濁に係る水質改善対策等について
 - ・第3次宮崎県生活排水対策総合基本計画の策定について
 - ・令和元年度「大気、水質等の測定結果」について
 - ・令和2年度海水浴場水質検査結果について
 - ・公社による「エコクリーンプラザみやざき問題のとりまとめ」について
 - ・乾しいたけ品評会等について
 - ・第八次宮崎県農業・農村振興長期計画における長期ビジョン(案)について
 - ・第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画における長期ビジョン(案)について
 - ・令和元年度の農畜水産物の輸出実績について
 - ・新規就農者の確保・育成の状況について
 - ・次期指定管理候補者の選定について
 - ・第15回全日本ホルスタイン共進会九州・沖縄ブロック大会について

出席委員(8人)

委員長 日高陽一
副委員長 安田厚生

委員 星原透
委員 横田照夫
委員 窪菌辰也
委員 高橋透
委員 河野哲也
委員 有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長 佐野詔藏
環境森林部次長(総括) 川口泰夫
環境森林部次長(技術担当) 日高和孝
環境森林課長 横山直樹
みやざきの森林づくり推進室長 廣島一明
環境管理課長 佐沢行広
循環社会推進課長 鍋島宏三
自然環境課長 黒木逸郎
自然公園室長 藤本英博
森林経営課長 橘木秀利
山村・木材振興課長 有山隆史
みやざきスギ活用推進室長 福田芳光
工事検査監 木嶋誠
林業技術センター所長 濱砂正則
木材利用技術センター所長 美戸司

農政水産部

農政水産部長 大久津浩
農政水産部次長(総括) 河野譲二

農政水産部次長 (農政担当)	牛谷良夫
農政水産部次長 (水産担当)	外山秀樹
畜産新生推進局長	花田 広
農政企画課長	殿所大明
中山間農業振興室長	小林貴史
農業連携推進課長	愛甲一郎
みやざきブランド 推進室長	松田義信
農業経営支援課長	東 洋一郎
農業改良対策監	戸高 朗
農業担い手対策室長	戸高久吉
農産園芸課長	柳田 敬
農村計画課長	小野正寛
畑かん営農推進室長	押川浩一
農村整備課長	酒匂芳洋
水産政策課長	福井真吾
漁業・資源管理室長	西府稔也
漁村振興課長	坂本龍一
漁港漁場整備室長	鈴木宣生
畜産振興課長	河野明彦
家畜防疫対策課長	丸本信之
工事検査監	鬼東哲生
総合農業試験場長	日高義幸
県立農業大学校長	徳留英裕
水産試験場長	林田秀一
畜産試験場長	三浦博幸

事務局職員出席者

議事課主査	川野有里子
議事課主任主事	石山敬祐

○日高委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○佐野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。よろしく願いいたします。

それでは、早速ではございますが、座って説明をさせていただきます。

お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙を御覧いただきたいと思います。

本日の説明事項は、提出議案が1件、報告事項が2件、その他報告事項が8件であります。

まず、Ⅰの予算議案といたしまして、議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」についてであります。

次に、Ⅱの報告事項といたしまして、令和元年度繰越明許費及び令和元年度事故繰越しにつきまして報告をするものであります。

Ⅲのその他報告事項につきましては、次期指定管理候補者の選定についてなど8項目を御報告いたします。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

1の歳出予算集計表（課別）についてであります。

この表は、議案第1号に関する歳出予算を課別に集計したものであります。

今回の補正予算につきましては、通常分といたしまして、国の交付金等を活用し、国定公園や林道の整備を行うための経費や下刈り作業の労働力軽減方法の実証、苗木の安定供給に要する経費をお願いするものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の対策分としまして、原木価格の下支えや雇用の維持・確保のための森林整備を支援する経費のほか、木材需要の拡大を図るとともに、県産材や森林空間を活用した新しい生活様式への移行を支援する経費等であります。

今回の補正では、一般会計で、表の中ほど、補正額B列の小計の欄にありますように、7億1,274万2,000円の増額をお願いしております。その内訳は、その横C列、通常分4億3,835万4,000円と、その横D列、コロナ対策分2億7,438万8,000円となっております。補正後の一般会計予算額は、その横、補正後の額Eの列にありますように、216億1,528万4,000円となります。

この結果、補正後の予算額は、一般会計と特別会計を合わせまして、補正後の額のE列の一番下、合計欄にありますとおり、228億4,215万6,000円となります。

次に、2ページを御覧いただきたいと思いません。

2の令和2年度繰越明許費補正(追加)についてであります。

これは、自然環境課の山地治山事業、森林経営課の地方創生道整備推進交付金事業ほか2事業におきまして、関連する工事の遅れや、工法の検討に日時を要したことなどから工期が不足し、翌年度への繰越しが必要となったものであ

りまして、合計7億3,850万2,000円の繰越明許費の追加をお願いするものであります。

私からの説明は以上であります。各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○横山環境森林課長 常任委員会資料の3ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症による林業・木材産業への影響についてでございます。

まず、(1)消費市場価格への影響についてでございます。

ページ中央、県内7か所の、1、県森連市場の月別素材平均価格を示した折れ線グラフを御覧ください。

素材価格は、例年ですと、需要増加によりまして秋口には上がる場所ですけれども、グラフの右のほう、昨年は、消費税引上げや米中貿易摩擦の影響などで木材製品の動きが鈍かったこともございまして、10月以降下がり始め、さらに今年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響が加わりまして、5月には1立方メートル当たり8,700円と、平成25年以来の安値となっております。

ページ下のグラフを御覧ください。

これは、10月から翌年9月の過去の素材平均価格の推移と直近の値動きを比較したものでございます。

例年ですと、一番上、黒塗りの四角の折れ線グラフのような動きをしておりますが、黒塗りの丸で示してあります直近の動きは、過去最低の6,900円まで下落した際の白い三角の折れ線グラフや、リーマンショックが起きた際の白抜きのひし形の折れ線グラフに近い動きをしております。今後、さらなる価格下落が懸

念されるところでございます。

4ページを御覧ください。

木材製品につきましては、需要の減少や在庫の増加などが見られ、価格は下落傾向で推移しておりまして、さらなる価格下落が懸念されております。

3の特用林産物につきましては、生シイタケ、乾シイタケともに需要は回復傾向にございますが、生シイタケの出荷量は減少、乾シイタケは例年並みとなっております。

次に、(2)輸出への影響についてでございます。

原木の輸出につきましては、中国国内の経済活動の停滞によりまして、今年2月、原木の受入れが一時的にストップいたしまして、原木出荷に遅れが生じたところですが、現在は以前と同様の輸出状況となっております。

次に、雇用への影響につきましては、木材価格の下落に伴いまして、原木の供給調整のために、林産班の一部を造林や保育などの伐採以外の作業に振り替える事業体が出始めております。

最後に、その他ですが、林業機械の取扱いに必要な資格取得のための講習会が開催されなかったことによりまして、資格の取得ができず、4月に採用した作業員を現場に出せない事業体があったことがございましたが、現在、講習会は、感染症対策を取りながら、順次再開されております。

資料の6ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る経済対策についてでございます。

(1)経済対策のイメージの中にもございませうとおり、森林・林業・木材産業は、他産業に比べますと経済停滞の影響が遅れて生じまして、一旦生じると長期化するおそれが高いことから、いち早く、価格、需要の下支え、出材調整、雇

用維持のための対策を行いまして、立ち上がりの早期化を図る必要がございます。

このため、今回の新型コロナウイルス感染症に対しましては、(2)施策の展開にございませうように、国の臨時補正や県の4月補正によりまして、帯の左側に(国)あるいは(県)とございます事業を経営支援を中心に行っているところでございます。

環境森林部におきましても、4月補正におきまして、一番上の林業・木材産業セーフティネット機能強化事業や下から3つ目でございますひなもり台県民ふれあいの森機能強化事業をお認めいただいたところでございます。

今回、さらに表の中に濃い帯で示しております山の暮らしを守る森林整備支援事業、大径原木加工施設整備緊急対策事業など、6つの事業をお願いいたしまして、いわゆる川上から川下までを網羅的にカバーし、出材の調整や雇用の確保、木材需要の拡大につなげますとともに、新しい生活様式への移行支援を行いたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○黒木自然環境課長 それでは、自然環境課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の29ページをお開きください。

自然環境課の補正額は、左から2列目の補正額欄にありますように、一般会計で4,060万円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように42億6,584万1,000円となります。

31ページをお開きください。

上から5段目の(事項)自然公園等整備事業費4,060万円の増額であります。

これは、日南海岸国定公園青島園地のトイレ

改修及び九州自然歩道おせりの滝入り口の歩道を整備するものであります。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋木森林経営課長 森林経営課の補正予算について御説明いたします。

同じくお手元の歳出予算説明資料の33ページをお開きください。

森林経営課の補正額は、左から2列目にありますように5億438万5,000円の増額であります。

この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように86億4,876万円となります。

それでは、各事業について御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、35ページを御覧ください。

上から5段目の(事項)再生林対策事業費の832万1,000円の増額であります。これは、説明欄にありますように、下刈り作業の労働軽減のための草生時の植栽による実証事業や、コンテナ苗の生産施設など優良苗木の供給拠点の整備並びにドローン等を活用したりリモートセンシング技術活用の実証事業が国より採択を受けましたので、追加補正するものであります。

次の(事項)新規事業の森林整備支援事業費、山の暮らしを守る森林整備支援事業につきましても、後ほど委員会資料で説明させていただきます。

その下の(事項)地方創生道整備推進交付金事業費の2億4,133万3,000円の増額であります。これは、県営事業として実施しております山村地域の生活道ともなる林道の開設14路線につきましても、国の補助決定に伴い補正するものであります。

次に、36ページをお開きください。

一番上の(事項)森林環境保全整備事業費の394

万9,000円の増額並びにその下の(事項)山のみち地域づくり交付金事業費の1億4,415万1,000円の増額であります。これも、国庫補助の決定に伴うものでありまして、上の事業では、市町村営事業として椎葉村の1路線の追加及び下の事業では、基幹林道の開設事業として2路線の予算を増額するものであります。

続きまして、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策事業について御説明いたします。

常任委員会資料の7ページをお開きください。

山の暮らしを守る森林整備支援事業であります。

事業の目的ですが、1の目的・背景にありますとおり、新型コロナウイルス拡大の影響による住宅需要の減少などにより、原木価格の低迷が懸念されることから、地域ごとに森林組合、素材生産事業者等が参加する協議会を設置し、自主的な生産調整による原木価格の下支えや雇用の維持・確保に向けた森林整備を支援するものであります。

2の事業の概要であります。予算額は1億663万1,000円で、事業期間は、令和2年度の単年度としております。

事業の内容ですが、右側の8ページを御覧ください。

まず、伐採事業者や森林所有者ごとに現状と課題を記載しておりますが、伐採事業者では、現在、利益が減少し、採算の悪化、雇用の縮小が懸念されているとともに、森林所有者につきましても、立木販売の停滞により伐採収入が得られなくなることで、再生林等の森林整備の資金が捻出できずに、本県が目指す循環型林業自体が困難となりかねないと危惧しているところであります。

下の矢印にありますように、現在の原木価格

は8,700円ですが、今後、価格の下落が予想され、利益確保のための一時的な出材増加及びその負の連鎖に伴うさらなる下落が懸念されますので、採算ラインでもあります8,000円を割り込まないよう、自主的な生産調整による原木価格の下支えや伐採抑制のための雇用の場及び収入の確保を支援するものであります。

具体的な内容としましては、中央部分の対応策のところにありますように、県内7地区ごとに森林組合、素材生産事業者、国、県、市町村等からなる調整協議会を設置いたしまして、①の自主的な生産調整活動として、森林組合、素材生産事業者等の連携強化や森林整備事業への優先配分、国有林、公有林との連携協力などを行います。

また、②の主伐の代替となる森林整備の実施といたしまして、国庫補助の対象とならない7年生から10年生の除伐や61年生以上の高齢級間伐を補助するとともに、主伐から木材生産を伴わない保育間伐に振り替えた場合のかさ上げ補助などを行うこととしております。

こうした取組によりまして、その下の枠囲いにありますとおり、民有林におきまして、8,500人・日の雇用確保と6万立方メートルの木材生産抑制効果を見込んでおります。

さらに、国有林や公有林等による上積み効果が図られることによりまして、7ページの3の事業効果にありますとおり、新型コロナウイルスの影響を最小限に抑え、本県の林業・木材産業及び地域経済の維持・活性化が図られるものと考えております。

森林経営課からは以上であります。

○有山山村・木材振興課長 山村・木材振興課の補正予算について御説明いたします。

令和2年度6月補正歳出予算説明資料の37ペ

ージをお開きください。

当課の補正額は、一般会計で1億6,775万7,000円の増額でございます。

この結果、右から3列目の補正後の額は、一般会計、特別会計合わせて50億1,624万円となります。

それでは、補正額に係る事業内容については常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料9ページをお開きください。

新規事業、森林空間を活用したワーケーション支援事業であります。

1の事業の目的・背景にありますように、ワーケーションとは、ワークとバケーションを組み合わせた造語で、観光地などで休暇を取りながらテレワークを行う新しい働き方であります。

当事業では、県内の市町村等が実施するワーケーションの取組を支援することによりまして、働き方・学び方の新しいスタイルへの移行を推進するものでございます。

右の10ページ、現状と課題を御覧ください。

新型コロナウイルスの発生を契機に、県内外の企業や学校ではテレワークやオンライン授業などの取組が進展しておりますが、これまでのストレスフルな生活によりまして、心身の癒やしや休養を与える森林空間へのニーズが高まっております。

一方で、県内の市町村では、Wi-Fi環境を備えたワーキングスペースの整備等が遅れている状況にございます。

このため、事業内容及び効果にありますように、1の準備支援事業では、企業・学校への意向調査の結果を基にしまして、体験プログラムの企画やマッチング機会の創出を図るとともに、2の活動支援事業によりまして、市町村や民間団体に対して、Wi-Fi環境等の整備や県産

材を使ったウッドデッキの整備などを支援することで、企業や学校のニーズに対応したワーケーションの実施が図られるものと考えてございます。

左の9ページに戻りまして、2の事業の概要ですが、予算額は700万円で、3の事業効果につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や新たな働き方、学び方への対応が図られるとともに、本県の豊かな森林や木材資源の魅力が発信されることで、その価値が再認識され、活用が図られると考えてございます。

続きまして、11ページをお開きください。

新規事業、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業であります。

1の事業の目的・背景であります。県内の事業者による乾シイタケの輸出量は年々増加しておりますが、新型コロナの影響を受けまして、アメリカ向けの輸出が停滞したほか、輸出先国からHACCP等の国際認証取得を求められることもありまして、ニーズに対応した基準を満たす必要がございます。

このため、本事業では、輸出強化に取り組む民間事業者のHACCP等認証取得を支援することによりまして、乾シイタケの輸出量をさらに増加させ、生産者の所得向上など特用林産の振興を図るものでございます。

それでは、まず右の12ページを御覧ください。

グラフの左側は乾シイタケの国内消費量と全国の輸出量、右側は県内の事業者の輸出量を示してございます。

グラフ下の2ポツ目から説明いたしますと、全国の輸出量は価格の安い中国産との競合等により、近年は減少傾向にあります。一方で、県内事業者による輸出量は、販路開拓・拡大活動によりまして、平成24年の63キログラムから

平成30年には1,450キログラムに増加してございます。

しかしながら、EUやアメリカ等におきまして、HACCP等の国際認証取得を求められる事例が発生してございます。

次に、事業内容及び効果であります。輸出先国のニーズを満たすために必要な施設・機器の整備及びHACCP等認証取得に要する経費を支援することとしておりまして、これらの取組によりまして、海外での新規販路開拓等が図られ、さらなる乾シイタケの輸出量の増加が期待されるところでございます。

左のページに戻っていただきまして、2の事業の概要であります。予算額は1,605万7,000円、財源は全額国費でございます。

3の事業効果でございます。輸出先国からのニーズに対応した基準を満たすことによりまして、県産乾シイタケの輸出量が増加し、生産者の所得向上など特用林産の振興が図られるものと考えてございます。

私からの説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○福田みやざきスギ活用推進室長 みやざきスギ活用推進室でございます。

資料の13ページをお開きください。

新規事業、大径原木加工施設整備緊急対策事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、大径原木の需要先の一つである中国への輸出については、新型コロナウイルス感染拡大による中国国内の移動制限や経済活動の停滞によって影響が生じたため、大径原木を有効に活用し、付加価値の高い木材製品に転換するための加工施設整備を支援し、新たな需要先を確保することとしております。

2の事業の概要ですが、予算額は5,000万円、財源は全額国費で、補助率は2分の1以内、事業期間は令和2年度で、今回の国の1次補正に対応した事業でございます。

具体的には、大径原木に多く見受けられます、根元部分がスカート状に広がっております根鉢という部分におきまして、写真にありますような加工を行う装置の設置を支援するものでございます。

次に、15ページをお開きください。

新規事業、みやざき材で創る「新しい生活様式」空間づくり支援事業でございます。

右の16ページの現状と課題の1ですが、新型コロナウイルスの感染症拡大によりまして、新しい生活様式への移行が求められております。

また、2のように、住宅分野では、消費マインドが低下することなどにより、住宅着工の減少と、それに伴う林業・木材産業への深刻な影響が危惧されております。

このため、現状で木材利用が進んでいない商業施設などの非住宅分野での木材需要の創出が重要でありますことから、その下の事業内容及び効果の写真に示しておりますが、3密に配慮した店舗や間仕切りを施したリフォーム、店舗の屋外利用、またパーティションの設置など、県産材を活用した新しい生活様式に対応する民間施設の整備等を支援することによりまして、下記の左枠の①、②のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大を抑止し、安心して生活できる空間の提供により、街の活性化を図りますとともに、右枠の③のとおり、民間施設の木材利用とPRによる県産材の需要回復・拡大につなげてまいりたいと考えております。

15ページに戻っていただきまして、2の事業の概要ですが、予算額は7,500万円、財源は一般

財源で、事業主体は民間事業者などであります。

事業内容は、飲食店、小売店舗などPR効果の高い民間施設を対象に、施設の木造・内装木質化の工事や木製施設の設置、木製調度品の導入に係る経費の2分の1以内を補助することとしております。

次に、17ページをお開きください。

新規事業、みやざきWOOD・LOVEキャンペーン事業でございます。

1の事業の目的・背景ですが、先ほどの事業と同様に、新型コロナによる木材需要の減少に対応するため、宮崎の豊かな森や木を再認識し、木材を使った癒やしの空間づくりなどを促します県民運動を展開するものでございます。

具体的には、右の18ページの事業内容及び効果を御覧ください。

1のみやざきWOOD・LOVEコンテストでは、宮崎の森や自慢のマイホーム、さらには木を使った新しい生活様式につながる空間などをテーマに、県民参加の写真・動画コンテストを開催し、優秀作品には表彰や県産材の家具のプレゼントなどを行い、県民へ広く紹介いたします。

また、2のみやざきWOOD・LOVEプロモーションでは、テレビ、SNS等を活用した木づかい啓発CMや、癒やしのステイホーム空間の提案などの特別番組を放映するなど、木づかいのプロモーションを集中的に展開し、下の枠にありますように、県民の木づかい意識を高め、消費マインドを喚起しまして、県産材の需要拡大を図りますとともに、木づかいによる新しい生活様式への移行を支援いたします。

17ページに戻っていただきまして、事業の概要にありますように、予算額は1,970万円、財源は一般財源でございます。

私からの説明は以上であります。よろしくお願ひします。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんでしょうか。

○河野委員 山の暮らしを守る森林整備支援事業で、様々な支援をいただいてありがとうございます。支援とはちょっと離れて、要望というか、経過も含めて説明いただきたいんですが。

8ページの対応策の中に、民有林における生産調整プラス国有林、公有林による出材抑制という図がありますけれども、この国有林、公有林による出材抑制の今までの経過と、これからどう取り組むか。県が、国になるんですかね、そういうところをちょっと教えていただきたいんですけど。

○橋木森林経営課長 ここにあります国有林、公有林による出材抑制につきましては、国有林等が原木を生産しております。そこで山を売り払っているわけなんです、その立木の販売を先延ばしにしたりとか、あと搬出期間を延長して、従来、期限が決まっておれば、その間で切らないといけないんですけれども、それを先延ばしすることによって、少しでも生産調整ができるような配慮をする、そういった取組を言っておりまして、国有林としてもそういった対応を今のところやっております。

市町村につきましても市町村有林、県有林も含めて公有林があるわけなんですけれども、現在の木材価格が下落している局面におきまして、もう既に売り払っている物件もございまして、それにつきましても、国有林と同じように販売の先延ばしを、申請があれば認めるといったようなことで対応しているところでもあります。

県といたしましても、そういう動きを受けまして、県内7地区で協議会を設置しまして、さ

らなる対応策等を検討していった、需要に即した生産が行われるように、川下の製材工場が生産調整の局面に入っておりまして、原木の需要を上回るような供給が起きますと、さらなる下落が懸念されるといったことですので、そういったことも含めて対応してまいりたいということでございます。

国有林についても、そういった趣旨から、積極的に協力していくといったことで説明を受けているところでございます。

○河野委員 宮崎県も具体的にそういうふうに出材抑制が行われていると理解していいのでしょうか。

なぜこんな質問をするかという、一般質問でも取り上げましたが、事業所とお話をするときに、国有林系の出材を何とか抑えることできないのかという相談を受けたんですね。県に御相談したら、いや、国のほうは市場に出すときには別なルートなので、邪魔をすることはありませんよというような回答を得たものですから、この図を見たときに、ちょっと違うなと思ったので、その説明をいただきたいなと。

○橋木森林経営課長 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国有林野事業における木材供給調整についてという文書が、国有林からも既に発出されております。

その中身を申し上げますと、まず立木販売、搬出期限の延長ということで、1年間の無償延期を認めているんですけれども、それを令和3年3月31日まで対象を広げると聞いております。

それから、立木販売の購買の延期ということで、5月に行う予定の入札を延期しているといったようなことでございます。

それからあと、生産事業を休止して、造林事業への振替を検討しているといったことで、6

月から下刈り作業が始まるんですけども、早期発注をしまして、木材生産に代わる事業として、国有林としてもそういった事業を創出する、早めに発注するといったような動きがございます。

委員がおっしゃいましたルートが違うという話につきましては、国有林はシステム販売という事業に取り組んでおります。具体的には、直接国有林から製材工場に直納するといったような事業で、それについては、原木市場を通らないので、結果的に価格に影響を及ぼすことはないですよといった説明だったのではないかなと推測されますけれども、その流通につきましても、ある程度絞っていくということで国有林も理解しております、それについても納期の延長というか、そういったものを積極的に、柔軟にやっていくといったような話も聞いております。

ですから、そういったことで、民国連携して出材調整に今の段階で取り組んでいるといったような状況でございます。

○高橋委員 3、4ページの説明とも絡むんですけども、原木価格の説明がありました、県内の価格の推移ですね。全国的な流れも同じと理解しているんでしょうかね。その辺をいま一度説明いただくとありがたい。

○橘木森林経営課長 本県の原木価格につきましては、先ほど環境森林課長からも説明がありましたように、下落局面にあります。全国的にも、川下側の製材工場が、住宅需要がこの秋以降にかなり低迷するのではないかとということで、もう既に生産調整に入っており、それに伴いまして、各地域の原木市場において下落が始まっていると伺っているところでございます。

○高橋委員 こういう事業はできるだけ広域で

やったほうがいいですよ。例えば、九州で見たときに、他県でもこういう事業に取り組むのでしょうか。

○橘木森林経営課長 隣県ですけども、大分、熊本、鹿児島各県と情報共有はしているところでございます。その情報によりますと、大分県につきましては、12月までの限定なんですけれども、間伐事業についてかさ上げ補助をして、主伐から間伐に振り替えることによって生産調整を図っていく事業に取り組むことを検討しているといったような回答がございました。

また、鹿児島県と熊本県につきましては、国の2次補正で、国も制度を改善いたしまして、より木材生産を伴わない事業に取り組めるように運用を改善しております、例えば木材生産を伴わない保育間伐について、従来35年生以下としていた補助対象を、今回のコロナの影響を鑑みまして、期間限定ではありますがけれども、60年生まで拡大して対応するといったようなこと。

それと、一貫作業について、単価を見直しまして、より取り組みやすいような単価に上げる。今までやったことがない方々ですので、その単価を研修という扱いの単価として見て、単価を上げまして、その助成をしていくというようなことで運用が図られております。

そういった事業について、鹿児島県と熊本県については、取り組んでいきたいといったような意向でございます。

県としましても、今委員がおっしゃいましたように、本県の動きを伝えまして、広域的に取り組むことが効果的と考えますので、しっかり意見交換をしながら、特に県境部分の原木市場につきましては他県からの流入も考えられますので、しっかりと調整してまいりたいと思っております。

○高橋委員 今の説明でいくと、本県が一步リードして、まだ九州単位では隣の大分とか、やり方はいろいろと違ったにしても、生産調整をやっているということですよ。

私、一般質問でも言いましたけれども、これを制度化すべきじゃないかということで、あるときにはばっさり可能性はないようなことでした。ただ、答弁でもあったと思うんですけど、森林環境譲与税の使途を見ますと、市町村の間伐とかを認めているじゃないですか。それを県は支援をなさいますよ。私は可能性的にはゼロじゃないと思うんですよ。

だから、今は譲与税だけど、それを財源に、市町村がまとまって、いわゆる基金みたいなものができそうだがなど、終わった後の答弁書もらったとき、改めて思ったんですよ。だから、私は可能性はゼロじゃないというふうに理解するんですが、いま一度お聞きしたいと思います。

○橋木森林経営課長 答弁の中でも申しましたけれども、森林環境譲与税の活用につきましては、その使途が市町村においては、手入れの行き届かない森林を対象とした除間伐に活用したりとか、あと人材の育成ですとか、木材の利用の促進など、そういったものに使途が限定されているところでもあります。

委員がおっしゃいましたように、森林環境譲与税に限らず、市町村でも公有林事業を発注しておりまして、木材生産を行う事業が行われております。公有林につきましても、そういった事業を活用して、譲与税を活用しまして、例えば木材生産を伴わない事業にシフトすることができないか、もしくは雇用の確保策として実施することができないか、幅広に検討してもらおうように、先日お願いの文書を環境森林部長名で発出したところでございます。

御指摘の森林環境譲与税の活用については、今回国のほうにもいろいろと問合せをいたしまして、例えば災害が発生するような、もう災害が予見されるような森林につきましては、それは手入れが行われている森林なのか、手入れがされていない森林なのかにかかわらず実施してもいいのではないかというような話も伺っております。

ですから、そういったところの情報を市町村にもしっかりと伝えまして、今月末なんですけれども、県北の市町村との意見交換会とか、そういった場がありますので、そういった場でしっかりと説明をして、森林環境譲与税も含めて幅広い活用がなされるように要請をしていく考えではあります。

○高橋委員 繰り返しになりますけど、これは広域というよりも、日本全体の仕組みとして出来上がるべきだろうと思いますし、森林環境譲与税を徴収して、行く行くは日本全体で600億円じゃないですか。それなりの財源だと私は思うんで、雇用をしっかりと守ることが——雇用を守るためには価格じゃないですか。そこのところを念頭に、この事業を、宮崎県がリーダーシップを取ってやっていただくと本当に喜ばれると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○佐野環境森林部長 高橋委員からいろいろ、本会議でも聞かれて、答弁はさせていただいたところでもありますけれども、既存の森林整備事業が国庫等である中で、森林環境譲与税が課税に先立って譲与されているという状況になります。先ほど課長が説明しましたように、基本は、手入れの行き届かない森林の整備ですとか、木材の利用促進、あるいは人材育成といったところに、それぞれ使途を定めて使われる形になっております。

この森林環境譲与税の活用は、まだ制度が始まったばかりで、昨年度から事業が実施されているので、この使い方については、市町村からいろいろな御要望もございますし、他県においても、同じような状況はあろうかと思えます。そういったことは有効に活用できるように国につなぎながら、これは国民の皆さんに負担いただく税でございますので、使い方として理解を得られるように、国としてもきっちり考えたいというところがあって、今のよう状況だと思えます。

今後、制度が経過するごとに、そういった使い方についても変更というか、考え方が変わる部分もあろうかと思えますが、我々は、先ほどのこの事業の制度化を含めて、国に要望、検討したいというふうに答えさせていただきましたが、税についても、いろいろな御意見を踏まえながら対応させていただければというふうに考えております。

○横田委員 ワークेशन支援事業についてですが、森林空間での体験を楽しみつつ、仕事や勉強を行うワークेशनの実施と書いてありますけれども、これは、今からニーズを調べていくことになるんだろうと思えますけど、この事業に対するニーズを今の段階でどのように考えておられるかを教えてください。

○有山山村・木材振興課長 ワークेशनに参加します企業や学校のニーズを、右の10ページの資料で言いますと、1の準備支援事業で把握するわけなんですけれども、今週閣議決定されました森林・林業白書——16日に閣議決定されておりますが——その中でもSDGsの特集がされておまして、その中で、かなりの部分を、ワークेशन、森林空間の利用に係る取組として、森林を活用したアウトドアパークだ

とか、そういった事例が各所に出ております。

そういったことから、もう既に昨年以前からニーズはあるものと考えておりますが、この新型コロナウイルスで、よりそういった、今まで閉じ籠もっていたところから外にという意識が高まっていると思えますので、一層ニーズ把握に努めて、うまく県内外の企業、学校を呼び込むような形で取り組んでいければと考えておまして、今現在、既に関心を示している旅行代理店だとか、宮崎県内で地域づくりを支援している団体との意見交換をさせていただいておりますので、引き続き、予算成立した後は、早速事業に取りかかるよう準備をしているところでございます。

○横田委員 今おっしゃったように、今回のコロナウイルスでテレワークとかが進んで、テレワークでも十分仕事ができるじゃないかということがかなり分かってきたと思うんですよね。

それと、そういうものを使いながら、人口密度の高い大都市にいるんじゃないかと、地方にいてもちゃんと仕事ができるよねということも分かってきたと思うんですよね。

ですから、今回のコロナウイルスでのこういったテレワークとかの体験をプラスのチャンスだと捉えて、ぜひ県外の企業とかが、こういう事業を使って宮崎県に来てくれるように頑張りたいなと思えます。

○高橋委員 今横田委員からもありましたように、コロナ禍で、森林空間に人を呼び込むことは、私は自然の流れでくるだろうと思っているんですよ。これについてもそうですけれども、15、16ページの新しい生活様式の空間づくりも関連しているなど。

だって、10ページの写真は森林浴でしたっけ、何かありましたよね、猪八重溪谷なんかを散策

する。「セラピー」と呼ぶ者あり)森林セラピー。これももう既にやっているわけですよ。ここをしっかりと生かす。

だから、ニーズはあるんだろうけど、人混みの中、にぎわったところがいいという、これまでの人間の成り立ちから、そういうふうに言っているんだけど、これが、また今回のコロナで森林空間が見直されているし、現に、私の地元、酒谷道の駅というところがあります、田舎の山のほうに。3月、4月はお客さんは減るなと思ったら、意外と来たんですね。山手のほうは大丈夫だろうと、そういう意識が働くんでしょうね。ただ、余り来てもらっても困るんですよ。

だから、ひょっとしたらこの森林空間に永住で来るかもしれないし、そういったところをニーズとしてしっかり捉えて、この事業をやっていただきたいなと思いますし、ぜひこれ生かしていただきたいなと思います。チャンスですよ。

○日高委員長 僕も関連でちょっとよろしいですか。

さっき南の案内があったんですけども、北のほうで、先日、行勝山に行ってきたんですけども、僕も初めて行きまして、宮崎にこんなにすばらしいところあったんだと、宮崎駿さんの映画のワンシーンで出てくるんじゃないかというような。こういうところに都会の方が来たらすばらしいだろうなと思ひまして、とにかく発信力だと思うんですよ。しっかりと発信していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○佐野環境森林部長 いろいろ激励ありがとうございます。我々としても、今回のコロナ禍の中で、横田委員、高橋委員、委員長もおっしゃいましたけれども、そういう流れが来ると考え

ておりますし、環境森林部だけでなく、県全体でいろんな取組を展開していくという形になっていると思います。

地方というか、密でないところは、ライバルがいっぱいいますので、その中で、先ほどおっしゃったようにどれだけ情報発信ができるか、魅力を提供できるかが大事になると思いますので、我々としては、この事業とかを展開する形で考えておりますが、そういったところをしっかり取り組んで、宮崎に来てもらえるような、住んでもらえるような形の地域にしていきたいと思います。御指導よろしく願ひします。

○窪菌委員 3ページ、4ページの話なんですけれども、木材の単価なんですけど、今なかなか先を見通すのは難しいわけなんですけれども、現在、8,700円程度ということですが、今後、まださらなる下落が懸念されるようなことになっているわけです。

宮崎県の場合は、輸出が始まらないと、どうしても山の木ははけないという状況があるわけなんですけれども、今後、コロナ等が落ち着いて、また輸出等の関係が増えるのかどうか。中国もなかなか、一方ではロシアからも入る、あるいはそういった部分もあるというふうなこともお聞きしているんですが、こういった輸出の関係をどういうふうに見てらっしゃるのか。

今後のことですが、なかなか見通しは厳しいと思いますが、率直にどういった感じで見ているのか。森林の経済、山の経済というのは、宮崎の場合はここにかかっていると思うんですよ。だから、ここ辺りをどういうふうに見込んでいらっしゃるのか、分かる範囲内で結構なんですけれども。

○福田みやざきスギ活用推進室長 委員の御指

摘のとおりなんですけど、実は現在、こっちでも書いておりますが、主な原木の輸出先なんですけれども、中国においては移動制限等が解除されてきて、港の在庫も動き出したということで、4月からは県内の輸出も再開されているという状況です。

また、価格につきましては、一時期よい時期があったんですけども、そこまではまだ戻っていないと。そういった状況なんですけど、今日も輸出関係の人に電話して聞いたところなんですけれども、そこら辺の動きは、まだ今は大きな動きはないということでした。

今後の展開なんですけど、杉と競合します外国材の状況もちらほら動きは聞いているけれども、今のところは、大きな動きはないということでございます。あと中国国内の経済状況も懸念材料があるものですから、そういった外材の状況だとか、競合する材の状況だとか、中国国内の状況を見極めながら、いろんな情報を取りながら、輸出している業者さんだとか、そういった方々と情報交換しながら、そういった取組を進めていこうと考えております。

○窪菌委員 よろしく申し上げます。

○日高環境森林部次長（技術担当） 今後の県産材の需要ということなんですけど、今回のコロナがあるなしにかかわらず、現在の木材の需要、日本国内でも、県内でもそうですが、国産材の需要の80%以上を住宅が担っているところです。昨年度、国内で大体90万戸の新設の住宅着工戸数ございますけれども、これが2030年には50万とか、60万とか、人口減少で減っていくわけでございます。

そうした中で、国産材、ますます充実してきますけれども、将来の需要に対してどうするかということになりますと、住宅以外の商業施設

だとか、そういった非住宅での需要を増やしていく。それからもう一つは、海外に出していく、この2つが大きな柱になっているところでございます。

そういったことで、日本国内で国産材はますます出てきますけれども、人口減少等で需要は若干小さくなってきますが、世界的に見ますと、木材の需要は、長期的な視点では足りなくなるということですので、当然これは海外に打って出るということが重要になってくるかと思えますので、将来的には、住宅以外の非住宅、商業施設、そういった使われてないところに使う、それから海外に打って出る、これが大きな二本柱になろうかと考えております。

○窪菌委員 特に、今言われる住宅向けの木材なんですけど、今も一生懸命どこもやっているんですけど、公共事業等のこういった比重を今後増やしていくのも大きな鍵になると思うんですよ。ですから、そういったことで需要を増やす、喚起することで何とか需要を増やしていくような政策なり何なりを、今後お願いできんかなということも考えるところでありますので、もし機会があったらよろしくお願ひしたいと思っております。

○福田みやざきスギ活用推進室長 ただいまの公共施設とかの木造化なんですけれども、県内の施設につきましては、県産材の利用推進委員会というものを立ち上げておまして、そちらのほうで木造・木質化を進めていこうということで進めております。

あと、県内の市町村におきましては、木材を利用推進する基本方針を各市町村が定めていますので、市町村等の建設する施設につきましても積極的に進めるようお願いをしていきたいと考えていますし、また、会議とかを通じてそう

いったお願いもしますし、また、国の事業等もいろいろ紹介していきたいと考えております。

○窪菌委員 よろしく申し上げます。

○星原委員 15ページで、みやざき材で創る「新しい生活様式」ということですが、新規事業なんでこれまでなかったんでしょう。商業施設なんかにも使っていただくということで、新しい形でそういう分野まで広げてもらうのは私はいいいことだと思うんです。ただ、事業期間が令和2年度だけの単年度になっているんで、本当に木材を、これから内装材でということになると、加工やら、いろんなこともやっていく中で、どういう使い方をしたらいいかとかというのが出てくると思うんですよね。店舗関係で使い方もいろいろある。

そういうことをやろうとしている事業が単年度というのは寂しい気がするんですが、何で単年度にしたのかなど。街の活性化とかうたっているんですから、そうだとしたら、木材、木質化の内装材なんかで、地域の商店街なんかでいろんな形で使っていく、目にする消費者が逆にそういう店に行って、潤いというか、癒やしの部分とかにつなげていくとか、そういう使い方まで考えてやるとすれば、単年度で果たしてどうなのかなと思うんですが、その辺の検討はされなかったものですか、どうなんですか。

○福田みやざきスギ活用推進室長 こちらの事業は、新しい生活様式の中で生じます、ストレスとか、それに対応した木材の持つ温かみだとか、デザイン性だとか、リラックス効果、そういった効果に着目した事業として、今回、コロナの発生に基づいて上げた事業でございます。

実際、病院施設だとか、あと福祉施設とかも木材を利用したりして、例えば治療を行うだとか、そういったふうな事例も聞いております。

今回を機に、実際既存の事業でも、そういった大径材用いた、内装材に用いた事業だとか、そういったのもやってございますので、そういった事業も活用しながら、また進めていきたいというふうに考えております。

○星原委員 目的がこういううたい文句でいくんなら、こういう事業を始めるときに、今店舗を運営している人、新しくそういういろんな店舗をやっていこうという人たちは、どういうところに頼るかという、店舗設計とか、そういう設計事務所あたりなんですよ。

だから、そういうところあたりにもアタックできる、皆さん方からいろんな使い方の、あるいは金額的なものにしても、どういうふうにご利用すればこういうことで利用できますよとか、そういうことをPRしていかないと、よっぽどじゃないと、個人の事業主がここに目をつけて支援もらおうという、そういう形になるかなと思うんですよね。

それともう一つは、これから人口減少が進めば住宅なんか少なくなってくる。そういう流れの中でいくと、こういう店舗関係なんかには内装材で使ってもらう。そのためには、床材でも使える、壁材でも使える、天井材でも使える、あるいは照明器具としても使えるとか、いろんな使い方があると思うんですよね。そういうものを研究していきながら提供していかないと、なかなか活用しないんじゃないかなと思うんですよ。

ですから、新しくそういうふう売り込んでいくんなら、いろんな角度も取り入れた考え方で取り組んでほしいなというふうに思うんですけど、そういうことはどういうふう考えているんですか。

○日高環境森林部次長（技術担当） まさに今

委員が御指摘のとおり、特に、住宅でもそうですが、非住宅でもそうで、商業店舗で木材を使うか、鉄骨でやるか、決定するのは、もちろん施主の方でもありますけれども、その前に経費だとか、維持管理を考えたときに、決定権が強いのは、設計士が最も強いんですね。

そういったことで、まさに非住宅については設計士の役割が非常に大きいということで、実際、施主に支援するものとは別に、設計士に決定権があるんだから、設計士に対してインセンティブを与えたらどうかという事業も、私が木材の担当だったときにかつて取り組んだことがございます。

そういったことで、非常に重要な視点ですので、現在でもやっているんですけれども、今後、木材需要拡大対策におきましても、ただ単に量的に使うだけじゃなくて、デザインだとか、あるいは設計だとか、その辺りも含めて、鉄筋コンクリートの床材等でも使えるもの、杉材で使えるものということで、検討しているところでございます。

そういった意味で、今回のこの対策につきましては、コロナ対策として、国が、公共施設の大きなものに対して国の事業で対応するという対策を打ち出していますが、そういったこともありました関係で、国が公共施設の大きなものであれば、県としては、民間施設についての需要拡大対策ということで、景気刺激策として、この対策については出したということで、単年度で設定させていただいておりますけれども、先ほど説明しましたように、住宅需要が減る中では、商業施設等非住宅を増やすということになりますと、星原委員御指摘のとおり、杉材ではまだまだデザインだとか、設計だとか、そういったものでもっともっと適用していかないと

いけない部分があるということですので、今後、木材需要拡大を図る上で、設計士との連携、デザインの検討、そういったことは、対策でさらに踏み込んで検討していきたいというふうに考えております。

○星原委員 意味は分かるんですけれども、ただ、私が言いたいのは、これからそういう民間の商業施設なんかにも木材を使うというんなら、単年度で果たしてそんなに効果が出るもんかなと。地域のまちづくりにも生かすというんなら、ある程度継続してやっていって、いろんな人たちが何年かかけて周辺の木造、あるいは木質、内装材として使う店舗なんか周辺が増えていって、初めて地域活性化とか、地域づくりができるんじゃないかなと思うもんだから、単年度で果たしてそこまですぐに成果が出てくるのかなと。

今回の場合、これは国費じゃなくて一般財源ということなので、県費であれば、木造、あるいは木材を利用する、地域の人が寄ってくる店舗なんかで使わせることで、木材のよさをPRできるんだという、そこに持っていくためには、ある程度そういうことまで考えてやっていかないと、成果が出るのかということをお願いいたします。

○佐野環境森林部長 いろいろ御指摘というか、御提案をいただいているところですが、4月の補正のときにも少し申し上げたかと思っておりますけれども、いろんな森林・林業・木材産業の現状を踏まえて、我々としてはこういった事業まで含めて、いろんな対策を打ちたいという気持ちはあった。

ただ、そこについては財源の問題等もあって、全体の調整の中で、前回についてはセーフティーネットの体制を構築する事業と、ひなもり台

の整備の関係が補正対象として認められるような形で御提案させていただいた。

今回につきまして、そのときに、こういった対策で十分なのかというような委員会での御指摘もあって、今回、こういう形で2億7,400万円余の事業を構築することができたと考えております。この点については感謝申し上げたいと思います。

今回につきましても、コロナ対策として緊急にやるというような事業の性格もございまして、当面というか、本年度、こういった事業を実施して、その効果も見ながら、また、コロナ禍の状況、そういったものを見ながら、今後の対策は検討していく必要があるのかなというふうには考えております。

我々としては、いい事業だというふうには考えておりますし、委員からもそういうお言葉をいただきましたので、今後の、来年度以降の展開については、またいろいろ検討させていただければと。

いずれにしましても、状況に応じて、時機を失することなく適切に対応していくということが、様々な面で必要になっていると思いますので、そういう中で、どういう調整になるかわかりませんが、そういった事業を構築できるように努力していきたいというふうに考えております。

○星原委員 最後にしますけど、私は、そういうことであれば、コロナ禍で元のお客さんが帰ってくるまでには、なかなか厳しいだろうと経営者の人たちは思っていますよね。

そういう中で、模様替えする、気分を変えることで、店舗のイメージ変えることが、客が以前より増えることに、非常に効果が出るんじゃないかなと思っているものですから、そういう

取組があれば、ぜひいろんな形でこういうのを生かしながら、木材を利活用する、幅を広げていく、そういうことに活用してもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

○高橋委員 関連なんですけど、今回は、非住宅分野での事業なんでしょうけれども、先ほど日高次長がおっしゃっていた、決定権を設計士が結構握っているんだということで、非住宅分野でも恐らく傾向はあるのかもしれませんが、非住宅分野以外の話をすれば、若い人たちは手続とか、打合せを嫌がるらしいんですよ。住宅で言うと、結構建て売りが売れている。何ですかと聞いたことがあるんですよ。打合せしたり、手続が面倒だから、若い人たちは、ある程度間取りが気に入ったら買うらしいですね。そういうやり方じゃないと、大工さんにお茶出したりとか、こんなの煩わしいというのがあって、建て売りが売れているらしいんです。

だから、この非住宅分野にしても、若い人たちからすれば、手続が簡単になるように設計士に頼んで丸投げされていることもあるんだろうなど、話を聞きながら思ったんですけれど。

設計士に任せないという学習をさせる、それは行政だと思うんですよ。コロナ禍で、いわゆる木とか、しっくいなんかは呼吸をするわけじゃないですか。だから、自然の空調ですよということで、例えばそういうことを若い人たちに知ってもらおう。先ほどのと関連しますけれども、コロナ禍で、木造化・木質化はチャンスだと思うんですよ。

これを機に、星原委員がおっしゃるように、しっかり予算の、これ単年度じゃもったいないなということで、また言いますけど、県の森林環境税があるじゃないですか。そんなものを引っ張り出しながら、私は優先的に使うべきじゃな

いかと思うので、ぜひ知恵を絞って、令和2年度以降もぜひやっていただきたい。お願いします。

○有岡委員 11ページのHACCPの認証取得の件をお尋ねしますが、これを取得するためにはどれぐらいの経費が必要なのか。2分の1の補助ということになっておりますが。

そして、現在、何社ぐらいがこういったものに取り組もうとしていらっしゃるのか、もし分かっているらっしゃれば教えていただきたいと思っております。

○有山山村・木材振興課長 11ページ、12ページのHACCPの事業でございますけれども、事業者は、既に内示が出ています。事業の実施主体は杉本商店さんでございまして、施設整備の費用等、それぞれ補助率が2分の1になっておりますが、費用でございますけれども、その詳細は今手元にはございませんので、必要であれば、後で説明をさせていただきたいと思っております。

事業の中身は、12ページの事業内容及び効果のところにはございますが、乾燥乾シイタケを保管しておく製品保管倉庫だとか、風除室といたしまして、二重扉みたいな形で、ごみやほこりが入らない、湿度の変化を避けるために、こういった風よけの部屋を設ける。また、乾燥したり、除湿をしたり、温湿度を一定に保つために、冷蔵設備・除湿機なんかを整備する。これら含めまして、予算額の5倍程度が事業費になって、3,000万円程度が事業費になっているところでございます。

○有岡委員 輸出量は全国で30年度が24トンという数字が出ておまして、本県が1.5トンぐらい。将来、宮崎の物を輸出していこうとしたときに、例えば4トン、5トンまで増やしていき

たいという目標があって、それに向かって準備したり、このHACCPを取れる事業者を増やしていくとか、そういうロードマップというんでしょうか、将来ビジョンを持って取り組んだほうがいいと思うんですが、新しい事業として、今後の展開を考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○有山山村・木材振興課長 今現時点で、具体的に輸出目標というのは持ち合わせてございませんけれども、今、林業における長期計画を検討しているところでございますので、その議論の中でも、乾シイタケの輸出量、これだけ右肩上がりで伸びているものでございますので、将来性があるということで、取り組む事業者を増やすなりして、輸出拡大に努めてまいりたいと思っておりますが、まず、そのためには、全国の輸出量が平成29年、30年は、26トン、24トンと、前年に比べて少し落ち込んでございます。これは、HACCPとか、アメリカやEUとかのそういった基準に対応できなかったり、中国の安価な乾シイタケに価格競争で負けてしまったとか、そういったことでございますので、規模拡大を図りながら、輸出に取り組む事業者を増やす、そういった取組を行い、また、今回のような施設整備を図りながら対応してまいりたいと考えてございます。

今年度、事業を始める中で、輸出に取り組む事業者なんかも把握してまいりたいと考えてございます。

○日高委員長 関連でありますか。

○横田委員 このHACCPの事業は、取り扱う企業に対する事業なんですか。例えばシイタケの生産農家がHACCPを取得するとか、そういうことではないんですか。

○有山山村・木材振興課長 なかなかお答えが

申し上げにくいんですけれども、国の事業なんですけど、地方公共団体を経由して事業者への補助となっているものですから、今議会にも予算としてお願いをして、お諮りするものでございます。

そういったところから、今回取り組む事業者は1事業者なんですけれども、県内事業者にはもっと事業の周知を図りまして、取り組む事業者を増やしていきたいと考えてございますし、また、事業者の要望なんかも伺いながら、県としても取り組める事業なりがありましたら対応してまいりたいと考えてございます。

○横田委員 シイタケの生産者のHACCP取得とか、そういうことは全く対象ではないわけですね。

○有山山村・木材振興課長 シイタケ生産者が1,400者ぐらいあるんですけれども、個別に取り組むというよりは、それをまとめて加工して乾燥するとか、そういった費用がかかるものですから、ある程度規模を拡大した上で、乾シイタケの生産加工と流通には取り組んだほうがいいとは思いますが、そういった生産者自身の御意向なんかも伺いしながら、事業の組立てとか、国への要望とかを、また考えていきたいなと思います。

○高橋委員 この事業は事業としてしっかり取り組むべきだと思うんですが、中身で関連するんですけど、このコロナ禍で輸出・輸入の状況なんか変わりつつあるような——例えばブラジル産の*豚なんか値上がりしているとか、輸出する側のところでコストがかかっちゃって。だから、この乾シイタケは、今価格で負けているけど、国内での需要がひよっとしたら伸びてくるんじゃないかと、今朝のテレビ見ながら、国内産のいろんな食料品、こういったところを、

今のうちに手を打ってしっかりやっていけば、いろんな生産者に利益が行くなと思ったんですが、そこら辺は情報つかんでいらっしゃいますか。

○有山山村・木材振興課長 乾シイタケに限らず、生シイタケもそうなんですけれども、今回の新型コロナの感染症拡大を受けまして、外出自粛なんかがありましたものですから、そういった中で、宅配サービスを利用した、いわゆる巣籠もり需要というのがありまして、そういったところで、個別の人に対する需要は高まったんですけれども、飲食店とか、あと学校給食が休止になったということで、そういった店舗向けの出荷は落ち込みました。

ですので、自宅や個人の消費にはつながったというところはあるので、潜在的に乾シイタケの出荷拡大、生産拡大につながる要素はあるものと考えてございます。

輸出につきましては、飛行機で空輸したりするものですから、当然飛行機が減便になりました、実際飛行機が飛ばなくなったりして、輸出ができなくなったとか、そういった輸送費の価格が上がってしまって停滞したというような事情もございます。

ですので、そういったサプライチェーンを変えていく、都会への需要をまさにつくることによって、国内での需要拡大にも、今回のコロナ禍を機に、連携協定を結んでいる自治体とかもございますので、そういったところに取り組むとかも考えられますので、引き続き出荷拡大に努めてまいりたいと思います。

○高橋委員 国内産と輸入物との価格差は、私は縮まってくるだろうと思うんですよ。そのところをしっかりと見極めていただいて、今後の

※59ページに訂正発言あり

この事業にもどんどん展開いただきたいなど。

○有山山村・木材振興課長 委員の御指摘を踏まえ、また、意見交換もさせていただきまして、検討させていただき、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○窪菌委員 1点だけ教えていただきたいといます。

歳出予算説明資料の35ページで、リモートセンシング技術活用実証事業が210万円ございますけれども、下刈りだと思んですが、このリモートセンシングというのは、どういった技術なんでしょうか。

○橋木森林経営課長 御質問の内容につきましては、現在、森林の作業を行いますと、補助金の申請をするために、コンパスで測量したりとか、実地で測量しているわけなんですけれども、最近では、ドローンを飛ばしまして上から測量をします。そういった実際に測量をしなくても、図上もしくは写真上で面積の確定が行われたりとか、そういった技術に今現在、国が取り組んでおりまして、そういった実証がある程度終わりました、いざ普及段階に国は入ったということで、補助を今始めているところでございます。

したがって、この支援先としましては、県下の森林組合、あと林業事業体、そういったところから要望を取りまして、森林作業の効率化ではなくて、そういった測量作業とか、検査の効率化、そういったことを目的としたリモートセンシング技術を活用するといったような内容になっております。

○窪菌委員 各市町村にそれぞれ山がいろいろあると思うんですが、森林組合等もありますけど、希望等がかなりあるんでしょうか。これも単年度なんですよ。その辺りどうでしょうか。

○橋木森林経営課長 この事業につきましては、

国の事業は3か年でございまして、順次要望を取っていくような形でしております。

今回、要望のあったところの中から選定がされたといったようなことでございますけれども、また順次、ドローンを実際に導入したいと。さらに、この事業のメリットとしましては、ドローンの導入とともに、植栽のそういった実際の補助も合わさって支援が受けられる。実際に測量する代わりに、そういうドローンを飛ばして測量をしまして、それが実際に合っているかどうか検証をするといった内容になっております。

ですから、今後もそういった事業に取り組む事業体の要望もかなり多いかと思っておりますので、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○窪菌委員 分かりました。

○日高委員長 そのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

○横山環境森林課長 常任委員会資料19ページをお開きください。

繰越明許費繰越計算書についてでございます。

これは、令和元年度に議会において御承認いただきました事業につきまして、繰越額が確定しましたので報告を行うものでございます。

主管課ごと、事業ごとに記載しておりますが、一番下の合計の欄にございますとおり、環境森林部全体で20事業、繰越額は72億1,189万円であります。

繰越しの理由につきましては、表の右側、繰越理由の欄に事業ごとに記載しておりますが、主に工法の検討に日時を要したことや、国の補正予算の関係により工期が不足したことによるものなどであります。

次に、20ページを御覧ください。

2の事故繰越し繰越し計算書についてであります。

環境森林部全体で5事業、繰越し額は2億2,631万8,050円であります。

自然環境課の一番上、山地治山事業につきましては、工事施工中に判明した軟弱地盤への対策の検討等に日時を要したことによるものでございます。

その下の緊急治山事業及びその2つ下の治山施設災害復旧事業につきましては、施工中の大雨による災害発生により、工法の検討等に日時を要したことによるものでございます。

上から3つ目の自然公園等整備事業につきましては、入札の不調等により契約締結に日時を要し、工期が不足することによるものでございます。

森林経営課の地方創生道整備推進交付金事業につきましては、切土施工中の崩壊により、工事の進捗に大幅な遅れが生じたことによるものでございます。

説明は以上でございます。

○日高委員長 説明が終了いたしました。

報告事項につきまして、質疑はございませんでしょうか。

○高橋委員 この自然公園等整備事業の事故繰越しの入札不調、これはちなみに何件ですか。

○藤本自然公園室長 2件です。

○高橋委員 山奥なんですか。

○藤本自然公園室長 2か所とも山奥といいますか、非常に現場条件が悪いところでありまして、ほかのいろんな公共関係の工事発注等もありまして、なかなか厳しかったという状況で不調が起きた現場であります。

○高橋委員 何とかめどを立ててもらえませんか。

か。

○藤本自然公園室長 現在は、そのいずれも入札は終わりをまして、工期が年度をまたいでいるという状況にあります。

○日高委員長 そのほかよろしいでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時32分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○横山環境森林課長 常任委員会資料21ページを御覧ください。

次期指定管理候補者の選定についてでございます。

環境森林部では、4つの公の施設について、指定管理者制度を導入しておりますが、今年度末で3年間の指定管理期間が終了しますことから、引き続き、指定管理者を募集することとしております。

まず、(1)の現在の管理運営状況についてであります。

①の施設の概要を御覧ください。

一番上、川南町にある宮崎県川南遊学の森は、県民の森林に関する知識、技術の習得や森林とのふれあいの場を提供するための施設で、現在の指定管理者は、公益社団法人宮崎県緑化推進機構であります。

2つ目の小林市にある宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森、次の宮崎市高岡町にある宮崎県諸県有林共に学ぶ森、その下の美郷町西郷にある宮崎県林業技術センター(森とのふれあい施設)は、森林・林業に関する学びや、森との

ふれあいの場などを提供するための施設で、これら3つの現在の指定管理者は、公益社団法人宮崎県森林林業協会でございます。

次に、②の施設利用状況についてであります。

主催事業（研修）の表は、各施設での主催事業（研修）の回数、参加者数を記載しております。

表の右の2列、平成30年度と令和元年度が、今期の指定管理者の指定期間となります。

表一番上の川南遊学の森と2番目のひなもり台県民ふれあいの森で、新型コロナウイルス感染症の影響で事業が開催できなかったことなどもあり、令和元年度は前年度より回数、参加者ともに減少しております。

22ページを御覧ください。

利用者数の表は、利用料金制を導入し、利用料金を徴収している、ひなもり台県民ふれあいの森と林業研修センターの利用者の推移であります。

この表につきましても、右の2列、平成30年度と令和元年度が、今期の指定管理者の指定期間となりますが、ひなもり台県民ふれあいの森につきましては、今期の指定管理期間に入り、大きく利用者数を伸ばしているところであります。

林業技術センターの研修寮につきましては、従来は、センターで行われる研修の際に、研修寮への宿泊を義務づけていたところですが、これをやめたことなどにより、平成30年度に利用者数が減少したところですが、令和元年度の利用者数は、前年度よりも増加しております。

次に、③施設収支状況についてであります。

4施設とも指定管理料を主な収入としておりまして、令和元年度の収支差額は、諸県県有林共に学ぶ森が5,000円の赤字、林業技術センター

が150万円余の赤字となっております。

次に、管理運営状況についてであります。

利用者の利便性やサービス向上等に関する主な取組を記載しておりますが、4施設共通の取組としまして、マスコミなどへの情報提供、チラシやダイレクトメール、SNSの活用などの積極的な広報活動のほか、主催事業等参加者へのアンケート調査、インターネットの活用などを行ったところであります。

23ページを御覧ください。

ひなもり台県民ふれあいの森におきましては、共通事項のほか、ふれあいの森の通年開園やメンバーズ割引なども実施しております。

次に、評価及び課題についてであります。

川南遊学の森につきましては、講座参加者へのアンケートで得られた要望等への迅速な対応などによりまして、利用者の満足度向上に努めておりますが、利用者のほとんどがリピーターであるため、新規利用者の増加につながる取組を行う必要がございます。

ひなもり台県民ふれあいの森につきましては、施設利用時間の延長や利用料金の値下げなどのほか、マスメディアやSNSを活用した積極的な広報活動による経営努力を行った結果、指定管理期間中である平成30年度、令和元年度は、県が設定した利用料金を上回り、収支差額もプラスとなっております。

諸県県有林共に学ぶ森については、主催事業において、募集人員を上回る参加者があり、アンケート調査で良好な評価が得られておりますが、収支差額がマイナスとなっているため、業務の効率化に努め、収支の改善を図る必要がございます。

林業技術センター（森とのふれあい施設）につきましては、研修プログラムの充実を図った

ことにより、アンケート調査でも良好な評価を得られておりますが、収支差額がマイナスとなっているため、この施設につきましても、利用者の増加や業務の効率化に努め、収支の改善を図る必要がございます。

24ページを御覧ください。

次期の募集方針についてであります。

①の業務の範囲でございますが、いずれの施設も今期と同じで変更はございません。

川南遊学の森につきましては、施設の利用及び維持、保全と森林環境教育の実施に関する業務でございます。他の3施設につきましては、施設の利用及び維持保全と、森林・林業に関する知識習得や自然とのふれあいのための研修に関する業務であります。

次に、指定期間ですが、4施設とも令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間あります。

次の基準価格です。年額で、川南遊学の森が697万9,000円、ひなもり台県民ふれあいの森が2,980万5,000円、諸県県有林共に学ぶ森が277万1,000円、林業技術センター（森とのふれあい施設）が3,044万3,000円としております。

④の利用料金につきましては、ひなもり台県民ふれあいの森と林業技術センター（森とのふれあい施設）が該当しますが、それぞれ年間で、ひなもり台県民ふれあいの森が2,283万1,000円、林業技術センター（森とのふれあい施設）が70万7,000円と設定しております。

次の募集概要でございます。

募集期間は、4施設とも7月6日から9月7日までとし、説明会を7月27日から7月29日までにかけて行います。

また、県公報やホームページ、各種メディアでの広報を行っていくこととしております。

25ページを御覧ください。

応募者の資格要件につきましては、⑥の資格要件のとおりでございます。

まず、4施設の共通の要件といたしまして、宮崎県内に事業所または事務所を有する、または、指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体であることなど、アからクまでの8つの項目を掲げております。

このほか、各施設ごとに定めます管理運営業務仕様書に掲げる管理運営に必要な免許等を有する組織及び人員体制を指定管理の始期までに確保できること、また、ひなもり台県民ふれあいの森につきましては、無料施設部分と有料のオートキャンプ場を一体的及び適切で安全に管理運営するための総括責任者が常勤できることを要件としております。

26ページを御覧ください。

⑦の選定について、アの審査の流れですが、まず、書類審査で資格要件の適否を審査し、次に、外部委員のみで構成する指定管理候補者選定委員会において、書類審査を通過した応募者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。

そして、最後に県の指定管理候補者選定会議におきまして、選定委員会の審査結果を施設所管課において評価した結果と照らし合わせまして、候補者が違っていないか確認を行うこととしております。

指定管理候補者選定委員会は、従来と同様、施設ごとではなく、1つの選定委員会で4つの施設の指定管理者を選定することとしており、委員は、イの指定管理候補者選定委員会委員の欄に記載してあります5名の方をお願いしております。

また、ウの指定管理候補者選定会議委員につ

きましては、環境森林部長を議長とする委員で構成いたします。

⑧の選定基準につきましては、住民の平等な利用の確保など、アからオまでの5つの事項を設定しております。

27ページを御覧ください。

⑨の審査項目・配点でございますが、表の左の列、選定基準の欄、住民の平等な利用の確保から地域への貢献等まで5つの基準で、それぞれ審査項目と配点を設定し、合計を100点としております。

最後に、28ページを御覧ください。

スケジュールについてでございます。

去る6月4日に第1回の選定委員会を開催し、今期の実績検証や次期の募集方針等の検討を行ったところでございます。

今後、7月6日から9月7日まで2か月間の募集、9月中旬の書類審査を経まして、10月上旬に、第2回の選定委員会による審査と、選定会議による確認を行うこととしております。

そして、10月中旬に指定管理候補者を選定し、11月定例県議会において、指定管理者指定議案を提出することとしております。

説明は以上でございます。

○広島みやざきの森林づくり推進室長 続きまして、常任委員会資料の29ページを御覧ください。

2の宮崎県森林環境税についてでございます。

本税につきましては、課税期間が今年度までとなっておりますことから、現在、今後の在り方について検討を進めているところであります。

(1)の宮崎県森林環境税の概要、①の目的等にありますように、本税は、森林の有する公益的機能の重要性を踏まえまして、県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する

施策を推進するため、平成18年度に導入し、平成22年と平成27年にそれぞれ5年間延長してまいりました。

次に、②の税額等については、個人で年額500円、法人で県民税均等割の5%相当としており、昨年度の税込額は約3億1,200万円が見込まれております。

次に、③の使途事業の成果につきましては、本税の導入によりまして、県内の森林ボランティア団体数が約3倍となるなど、森づくり活動が広がりを見せていますとともに、水源地上流域での広葉樹の植栽や、伐採後の再生林に対する支援を行うことによりまして、約1万ヘクタールの森林が整備・保全され、森林環境教育等により、次代を担う人づくりが図られております。

主な実績を下の表に示しておりますが、これまで、県民全体で森林を守り育てていくため、表の中に太字で記載してあります、県民の理解と参画による森林づくり、公益的機能を重視した森林づくり、資源の循環利用による森林づくり、森林を守り育む次代の人づくりの4つの視点から各種の施策に取り組んできたところであります。

右の30ページを御覧ください。

(2)の県民意識調査の結果についてであります。

本税制度の今後の在り方等について県民の意向を把握するため、昨年度アンケート調査や県内各地域で8回の意見交換会を実施いたしました。

そのアンケート調査の結果、①の本税の仕組みや使途等について、県民で73%、企業で74%が一定の評価をしており、また、②の本税の継続につきましても、県民で74%、企業で79%が賛成またはやむを得ないとの回答がありました。

さらに、③の税額・税率等につきましては、県民で65%、企業で71%が現状維持が妥当という回答が得られました。

最後に、(3)の今後の進め方ではありますが、県といたしましては、森林を県民共有の財産として捉えまして、県民全体で守り育てていくための仕組みである本税につきまして、今後、7月から8月にかけて、税使途事業の検証や税の在り方についての検討を行い、9月の環境農林水産常任委員会へ報告をさせていただきたいと考えております。

その後、10月に宮崎県森林環境税活用検討委員会での意見聴取や県民に対するパブリックコメントを実施していくこととしております。

説明は以上であります。

○佐沢環境管理課長 常任委員会資料31ページを御覧ください。

川内川水系河川白濁に係る水質改善対策等について御説明いたします。

(1)水質の状況につきましては、右側32ページの地図を御覧ください。

地図の右下が硫黄山になり、上方向が下流側になります。

測定地点は、硫黄山近くの①えびの橋から⑧加久藤橋までの8地点です。

また、右下になりますが、参考に中和処理前の水質を沈殿池上流部でも測定しております。

地図上に今年の6月3日と昨年、おととしの検査結果を記載し、環境基準未達成の値を赤字で表しております。

6月3日の検査結果は、①えびの橋、②大原橋のpH水素イオン濃度以外は環境基準を達成しております。

31ページにお戻りください。

(2)これまでの取組の①河川の水質調査に

つきましては、平成30年6月から、週1回、水質調査を実施しております。

また、昨年の7月10日以降は、長江橋から下流は全ての項目で基準を達成しております。この結果、噴火直後の影響を受けた水田のうち、約87%で稲作が再開できるようになりました。

②水質改善実証試験につきましては、32ページを御覧ください。

上の写真にあります仮設の施設を設置いたしまして実証試験を行い、その結果に基づく対策案を取りまとめました。

再度、31ページにお戻りください。

2つ目のポツです。硫黄山・河川白濁対策協議会にその対策案を報告いたしまして、水質改善実証試験施設の構造を基本とした本格的な施設整備を目指すことを確認いたしました。

③沈殿池沈殿物のヒ素等不溶化実証試験につきましては、沈殿池の沈殿物を使用した不溶化実証試験を昨年度実施し、効果を確認しております。

(3)今後の取組につきましては、本格的な水質改善施設の整備を目指すことを基本方針といたしまして、①から④までを取り組むことといたしております。

①水質改善実証試験施設の補修運用につきましては、本格的施設整備までは今の試験施設を補修・改良して運用いたします。

②沈殿池に堆積した沈殿物のしゅんせつにつきましては、えびの市が沈殿池のしゅんせつを行い、沈殿物が川に流出しないようにいたします。

③沈殿物処理の調査・検討につきましては、埋設地や埋設方法の調査・検討を行い、また、埋設に当たっては手続などを検討・調整いたします。

④国への要望につきましては、財政的支援を継続して要望してまいります。

河川白濁対策の説明につきましては以上でございます。

次に、常任委員会資料33ページを御覧ください。

第3次宮崎県生活排水対策総合基本計画の策定について御説明いたします。

(1) 計画策定の趣旨につきましては、県では、平成6年2月に宮崎県生活排水対策総合基本計画を、平成13年度に第2次計画を策定し、生活排水対策を推進してきたところであります。

現計画が令和2年度で終期を迎えることから、上位計画である宮崎県環境計画が令和3年度からの10か年計画として新たに策定されますことを踏まえまして、第3次計画を策定いたします。

(2) 計画の概要の①計画の役割につきましては、本計画は、県環境計画における生活排水対策の推進についての方向性を示し、市町村の生活排水対策の基本方針となるものであります。

②計画の構成イメージにつきましては、生活排水対策の基本的な方向、生活排水処理の状況、目標などで構成いたします。

③計画期間につきましては、令和3年度から令和12年度までの10年間とし、原則5年後に見直しをいたします。

(3) 計画策定の進め方につきましては、①、②のとおり、環境審議会に諮問し、市町村や県民の幅広い意見を反映いたします。

(4) 今後のスケジュールにつきましては、市町村ヒアリング、環境審議会、パブリックコメント、常任委員会への報告など、段階を踏まえながら進めてまいります。

計画策定の説明については以上でございます。

次に、常任委員会資料34ページを御覧ください。

い。

令和元年度大気、水質等の測定結果について御説明いたします。

(1) 目的につきましては、県民の健康を保護し、生活環境を保全するために、関係法令に基づいて大気や水質などの汚染状況を監視することです。

(2) 測定結果の総括につきましては、本県の大気、水質、ダイオキシン類の測定結果は、一部の項目で環境基準を超えた地点がありましたが、おおむね良好でありました。

(3) 大気の測定結果の①大気汚染常時監視につきましては、表1の大気汚染常時監視の測定結果を御覧ください。結果は、この表1で御説明いたします。

二酸化硫黄は17測定局中4局で環境基準が未達成でした。その測定局は、高千穂保健所測定局、延岡保健所測定局、新延岡自動車排出ガス測定局、大王谷小学校測定局の4局であります。

光化学オキシダントは全ての測定局14局で環境基準が未達成でした。また、7地域につきましては、注意報を発令いたしました。

発令の内訳は、5月23日に宮崎地域、西都児湯地域、日向地域、延岡地域の4地域、24日に西都児湯地域の1地域、25日に都城地域、小林えびの地域の2地域で、3日間合計で7地域になります。

このほかの項目は環境基準を達成しております。

②有害大気汚染物質モニタリング調査につきましては、ベンゼンなど4項目については、全ての地点で環境基準を達成いたしました。

③今後の取組につきましては、良好な大気の状態を維持するために、常時監視や発生源に対する監視指導を継続して実施いたします。

また、光化学オキシダントやPM2.5は大陸からの越境汚染も考えられますので、国に対して国際的な取組の継続を要望してまいります。

(4) 水質の測定結果の①公共用水域につきましては、35ページの表の2、公共用水域の主な測定結果で御説明いたします。

生活環境項目のBODにつきましては、3水域で環境基準を未達成でありました。

この3水域は、このページの上から1行目から2行目にあるとおり、都城市の大淀川上流、花の木川、丸谷川下流の水域であります。

また、健康項目のヒ素が2地点で環境基準を未達成でした。この2地点は、高千穂町の土呂久川の東岸寺用水取水点、岩川用水取水点であります。

②地下水につきましては、表3の地下水の測定結果で御説明いたします。

概況調査はメッシュ調査、有害物質使用事業場周辺調査、定点調査の76地点全てで環境基準を達成いたしました。

継続監視調査は、48地点中15地点で環境基準を達成しませんでした。

内容は、表下の米印7と8を御覧ください。

平成30年度との比較では、ヒ素が1地点、揮発性有機化合物が1地点減少しております。

36ページを御覧ください。

③今後の取組につきましては、良好な水環境を維持するために、公共用水域や地下水の常時監視はもとより、発生源に対する監視指導を行うとともに、生活排水対策を継続して実施いたします。

(5) ダイオキシン類の測定結果につきましては、表4のダイオキシン類の測定結果で説明いたします。

常時監視につきましては、全地点で環境基準

を達成いたしました。

発生源自主検査につきましては、大気67施設中2施設が排出基準を超過いたしました。

この表の上の(5)ダイオキシン類の測定結果、②発生源自主検査の3行目を御覧ください。県では改善を指導し、1施設は改善を確認し、残る1施設は使用を停止した上で改善中であり

ます。

再度、表4にお戻りください。

発生源立入検査につきましては、大気39施設中2施設で排出基準を超過いたしました。

この表の上の(5)ダイオキシン類の測定結果、③発生源立入検査の1行目を御覧ください。2施設が排出基準を超過していたため、改善を命じ、1施設は改善を確認し、残る1施設は使用を停止した上で改善中であり

ます。

④今後の取組につきましては、良好な水環境を維持するために、常時監視や発生源に対する監視指導を継続して実施してまいります。

大気水質等の測定結果につきましては以上でございます。

次に、常任委員会資料37ページを御覧ください。

令和2年度海水浴場水質調査結果につきましては御説明します。

(1) 目的につきましては、海水浴場の水質等の現状を把握し、その結果を公表して県民等の利用に資することです。

(2) 調査実施機関につきましては、県と宮崎市であります。

(5) 調査対象海水浴場につきましては、右の38ページを御覧ください。

県内14か所を対象に調査いたしました。37ページにお戻りください。

(6) 調査結果につきましては、このページ

一番下の表の判定基準で、全ての海水浴場の水質が「適」の「水質AA」と判定されました。

海水浴場の調査結果につきましては以上です。

私の説明は以上です。

○鍋島循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

常任委員会資料40ページをお開きください。

宮崎県環境整備公社によるエコクリーンプラザみやざき問題のとりまとめにつきまして御説明をいたします。

(1)の概要であります。今年3月に開催されました定例理事会で、別添の資料1のとおり、エコクリーンプラザみやざき問題のとりまとめにつきまして、議決、承認されたところでございます。

本来なら、前回の委員会で報告するところですが、新型コロナウイルス感染症対策のため遅れましたことをおわび申し上げます。

(2)のとりまとめの内容をお示ししておりますけれども、8つの項目から構成をされております。

それでは、資料1によりまして、その内容をお伝えしてまいります。

1ページをお開きください。

エコクリーンプラザみやざき問題とはとございます。

ごみ処理施設エコクリーンプラザみやざきは、平成17年11月にオープンしましたが、当初から浸出水調整池の地盤が沈下し、浸出水調整池水槽の一部しか使用できなかった浸出水調整池破損問題、また、浸出水に含まれる塩化物イオン濃度が設計値を大きく上回り、予定した脱塩処理ができない塩化物処理能力不足問題を抱えておりました。これらが平成20年4月に公となったところでございます。

6ページをお開きください。

エコプラザ問題の解決に向けた県の取組でございます。

県は平成20年5月、地元住民の不安解消と一刻も早い施設の機能回復を図るため、専門家による外部調査委員会を設置しましたが、その取組につきまして、委員会の調査報告書を引用し、まとめられております。

9ページをお開きください。

外部調査委員会調査報告書によるエコプラザ問題に関する指摘とございます。

委員会の調査報告書を引用し、公社、設計や施工監理業務を受託した日技こと日本技術開発株式会社、調整池の盛土工事を施工した三井住友JV——三井住友・吉原・竹盛特定建設工事共同企業体の責任につきまして、それぞれの問題ごとに指摘事項がまとめられております。

13ページをお開きください。

外部調査委員会調査報告書による「今後の公社のあり方」に関する提言と、この提言を受けて行った公社の取組でございます。

委員会の調査報告書では、今後の公社の在り方について、責任の所在が明確で効率的な組織体制の確立などの提言がなされました。

資料の15ページから、提言を受けた公社の取組がまとめられておりました。理事会の構成を民間団体中心から参画市町村中心へと変更したことなどが記載をされております。

20ページをお開きください。

エコプラザ問題に関する外部調査委員会委員長コメントとこれを受けて行った公社の取組とございます。

外部調査委員会委員長の「今後、この最終報告書を基に、関係機関において、損害賠償や処分など、法的な解決に向けた取組がなされるこ

とと考えております」とのコメントに係る公社の取組が刑事、民事ごとにまとめられております。

24ページをお開きください。

民事訴訟の結果とその評価とございます。

昨年7月に確定した民事訴訟の判決内容、また、26ページから36ページにかけては、公社が控訴を行ったことについてをはじめ、5つの事項につきまして公社としての評価がそれぞれまとめられてございます。

31ページをお開きください。

役職員の責任とございます。

平成13年度と平成15年度から17年度までの間、公社に在籍した当問題に係る役職員につきまして、事実関係、判決及び調査委員会の指摘に基づき、公社として責任の有無等をそれぞれ判断し、いずれも懲戒処分相当とはしないとしておるところでございます。

最後になりますが、36ページをお開きください。

まとめでございます。

最後の段落にございますとおり、県民や地元の皆様へおわびと関係者へのお礼の言葉で結ばれておるところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○有山山村・木材振興課長 それでは、常任委員会資料に戻っていただきまして、資料41ページをお開きください。

乾しいたけ品評会等について御報告いたします。

品評会につきましては、生産者の技術向上等を図ることを目的に、昭和31年以降、毎年開催されておりますが、本年度は(1)のとおり、去る4月に、日向市内で審査会が開かれ、審査に当たっては、マスクの着用など、感染防止に

十分配慮して実施されたところです。

出品等の状況は、③の表のとおりでございますが、県内全域から箱物で49点、袋物で290点の合計339点の出品がございまして、その中から、優等など115点の入賞品が決定され、さらに、下の④のとおり、個人の部と団体の部について特別賞が決定されたところでございます。

その結果、アの個人の部では、農林水産大臣賞として、五ヶ瀬町の甲斐和幸さんの箱物「どんこ」が、そのほか林野庁長官賞と宮崎県知事賞についても、それぞれ表のとおり決定されたところです。また、イの団体の部の優勝は五ヶ瀬町となりました。

右ページの写真⑤が上位入賞品、⑥が審査会の状況でございます。

次に、(2)品評会表彰式及び生産者大会につきましては、例年よりも時期を遅らせてまして、8月25日に宮崎市内で開催される予定です。

当日は、感染症対策を講じた上で、生産者及び関係者が参加し、表彰式や研修会などを行う予定と聞いてございます。県議会から丸山議長、日高委員長にも御臨席を賜る予定と伺っておりますので、生産者の生産意欲高揚のため、ぜひともどうぞよろしく申し上げます。

最後に、(参考)乾しいたけの生産状況等であります。

表には、近年の乾しいたけの生産量と平均価格の推移を示してございますが、都市部での消費落ち込みなどにより、厳しい状況が続いてございます。

また、本年の春子生産量は、表の下にありますように、暖冬による低温刺激不足等によりまして、前年比1から2割程度の減となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響では、先ほ

どの予算審議で申し上げたとおり、飲食店向けの出荷減少がある一方で、生協等の宅配サービスの需要が増加しております。

以上が、その他報告事項に係る環境森林部からの説明でございます。よろしくお願いたします。

○日高委員長 説明が終了いたしました。

質疑は午後1時15分から再開させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、午後1時15分再開とします。

暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時12分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

その他報告事項について質疑はございませんでしょうか。

○有岡委員 31ページの川内川の濁りの関係です。この関係で国に、令和3年度に向けて要望をしていかれるようですけれども、これは、石灰石の中和水路が、試験の結果として効果的だということで本格的に整備することが、今後の最終的な目的と捉えていいのかどうか、そこら辺をもう少し教えていただければありがたいと思っております。

○佐沢環境管理課長 実証試験をした結果、水素イオン濃度を1程度上げて、沈殿域の出口ぐらいでpH3程度にすれば、下流域では環境基準が——具体的に言うと、長江橋以降は、下流側は環境基準を全て達成できるという実証試験の結果を得られましたので、その実証試験を基本とした本格的施設を整備するというので、協議会で取りまとめ、確認をいたしまして、本

格的な施設整備を目指すことにしております。

○有岡委員 分かりました。ありがとうございます。

○窪菌委員 21ページからなんですけど、環境森林部関係の、ひなもり台等の指定管理を受けるための条件がいろいろございますけれども、今現在指定管理を受けている2つの公益社団法人以外に、指定管理者に応募するような機関が、ほかにあるものか。

それと、これは随時なのか。

○広島みやぎきの森林づくり推進室長 環境森林部におきましては、指定管理を実施するのは、この4つの公の施設のみでございます。

○窪菌委員 いやいや、応募する団体ですよ。今はこの2つの法人でしょう。それ以外に、応募する団体とか、あるいは、そういった組織がまだあるんですか。

○横山環境森林課長 先ほど御説明しました中で、資格要件というのがございます。こちらに合致する団体であれば、どちらでも応募は可能でございます。

○窪菌委員 もちろんそうなんですけど、公益社団法人の森林林業協会と緑化推進機構が、今、指定管理されていますよね。これ以外に、そういう団体があるのかなんですよ。条件は分かれますけど、応募団体が別にあるんですかということですか。

○広島みやぎきの森林づくり推進室長 かつて、ひなもり台県民ふれあいの森につきましては、第1期に宮崎県森林林業協会と小林のシルバー人材センターが応募いたしました。そして、第4期、平成27年からの分につきましては、宮崎県森林林業協会と株式会社プチライフという福岡県の企業が応募したということでございます。

最終的には、宮崎県森林林業協会が指定管理

者として指定されたいきさつがございます。

○窪菌委員 これを運営する中で、こういうものは、いろんなノウハウなどが必要だと思うんですよ。ですから、そういったものをやっぱり兼ね備えたところでない、団体があつたとしても、じゃ、小林のシルバー人材センターがそれを受けるかといったって、技術もノウハウもないわけだから、なかなか厳しい部分が出てくると思うんです。

ひなもり台もかなり来場者が多いということであまりうまくいっています。コロナ等が収まれば、また、かなり増えてくると思いますので、そういったノウハウを持った人たちが、やはり中心にやっていかないと、例えば芝の管理であったり、いろんな建物の管理であったり、なかなかうまくいかないと思いますので、ちゃんと指定管理されていくように、——ちゃんとしていけば、これは継続でもいいと思うんですよ。もし、そういう団体が別にあればの話ですけれども、なければ、そういったものにやっぱりしていかないといかんのかなという感じはしているところです。

○広島みやぎきの森林づくり推進室長 これから募集をかけるという運びになりますが、応募者の出された申請内容を、まず選定委員会、そして、県の選定会議においてしっかり審査を行いまして決定することになります。

○窪菌委員 よろしくお願ひします。

それともう一点、次の29ページの森林環境税なんですけど、これは、各市町村のグラフはないんですか。あれば、資料で頂きたいんですが。各自治体への交付金額が分かっていますよね。

○広島みやぎきの森林づくり推進室長 それは、国の森林環境譲与税のほうでしょうか。

○窪菌委員 これは違うのか。これは宮崎県の

やな。これはまだ分かっていないんですか、各自治体の額は。これは違いますね。個人と法人。国のやつが自治体にまかれる部分になっているんですよね。ちょっと質問が違いました。すみません。

○広島みやぎきの森林づくり推進室長 国の森林環境譲与税につきましては、譲与額がそれぞれ市町村に譲与されます。この29ページの宮崎県森林環境税は、県の税でございますので、各市町村ごとの税額は分かれますが、確定するのが今年度は9月頃になります。

○窪菌委員 そういう意味ですね。どうもすみません。

○高橋委員 指定管理の関係で、利用料金を取るところです。24ページの④で次期の利用料金の設定があります。コロナの関係で少なくなるだろうという想定なんでしょうけど、林業技術センターが70万7,000円、5分の1以下ですよ。令和元年の5分の1以下なんだけど、この設定された根拠を教えてくださいとありがたいです。

○橋木森林経営課長 利用料金収入につきましては、研修者に働きかけて、研修受講者の方に研修寮の利用をお願いしているところございまして、公の施設の条例に基づいて、その利用料金として1人当たり1,070円徴収することになっております。その金額をベースに、年間の利用者数を掛け算いたしまして、70万7,000円ということで計算しておりまして、具体的には660人の宿泊者数で見込んだ数字でございます。

○高橋委員 先ほど、説明がありましたね。研修寮に泊まるのを義務化していないということだったから、それは分かりましたが、この利用者というのは、やっぱり減る見込みで想定されているんですか。

○橋木森林経営課長 先ほど、環境森林課長の

説明の中でも、義務づけをやめたというような説明をいたしました。これにつきましては、実は、この指定管理者が行う提案に基づく研修、いわゆる主催研修というのがある。それとあと、提案書の中には、提案にはなかったんですけども、自主的に、この指定管理者が利用者を集めるために行う自主研修というものがございます。

それに加えて、他団体が主催して行う研修についても、この研修寮を、ここを利用する際には利用できるということで、その研修寮の運営そのものをお任せしているところでございます。

先ほど申しました義務化をやめたといえますのは、他団体が主催する研修についても、これまでは、収入を上げるために宿泊をお願いしていたんですけども、特に日向地区とか近隣の方が参加される研修について、やはり宿泊までは必要ないのではないかとといったような御指摘もございまして、それについては取りやめた経緯がございます。

○高橋委員 分かりました。

森林環境税で、もう1点だけ。県民意識調査の考え方です。私は、この税を継続すべきだという前提で申し上げますけれども、説明を聞きながら、これは、コロナ前の意識じゃないかなと。コロナ後に、やっぱり想定されるのは、あれだけの財政出動をしたから、国民負担が想定されますよね。だから、意識調査の結果は変わってくるんじゃないかなと危惧しますが、その辺のお考えをお尋ねします。

○広島みやぎの森林づくり推進室長 委員御指摘のとおり、これは、昨年11月から12月にかけて実施したアンケート調査の結果ですので、コロナの被害拡大以前の結果でございます。そ

の後の意識の変化等についても、踏まえていくべきかなと思っているところでございます。

○高橋委員 今のところ、直接、この県の森林環境税から支出は不可能ですけど、先ほどの新規事業の、ワーケーション支援事業とか新しい生活空間とかをやっぱり進めるという意味で、今から森林に対するいろんな価値観をしっかりと県民に意識づけさせるためには、いろんな財源が必要だからね。そこを丁寧に県民には説明いただいて、ぜひ継続いただくようお願いしたいと思います。

○広島みやぎの森林づくり推進室長 この県の森林環境税につきましては、県民参加の森づくりを進めるというような目標がございまして、一応、視点の中に、森林環境教育等がございまして、そのあたりを、今後、充実していければと考えています。

○星原委員 森林環境税についてなんですが、もともと我々林活議連がスタートでやった事業で、今、この調査結果を見ると、使途等についての評価が、県民は73%、企業では74%、継続については、県民は74%、企業は79%、税額等については県民は65%、企業は71%と、もうちょっとうまく使っているという評価があるのかなと思ったところなんですが、4分の3ぐらいでの評価になっているので、この数字に対してどういう形で評価されているのか。評価していないという人たちのそういう意見は結構出てくるものなんですか。

聞き方は、もうこれだけのことを聞いて、パーセントをはじいているのか。こういう使い方はできないとか、税率が高いとか、もうちょっと云々とか、それぞれこの3項目についての県民の意識というのはどういうふうに皆さん方は捉えているんですか。

○**広島みやぎきの森林づくり推進室長** アンケートでコメント等をいただいている中で、最近災害が多いので、もっと災害が起こらないような、災害を防止するような森づくりをしてもらいたいとか、あるいは、森林ボランティア活動をもっと手厚く支援していただきたいとか、いろんな個別の要望等は書いていただいているところです。

この数字的なものは、もう単純に集計して足し込んだものでございます。

今回で3回目のアンケート調査になるんですが、前回と内容、数字的なものはあまり変わっていないというような状況でございます。

○**星原委員** あと、さっきもちょっと出たけど、国の森林環境譲与税と、この県の森林環境税、いろいろ県民からの声というか、何かそういったものは出てきていないんですか。

○**広島みやぎきの森林づくり推進室長** 上手に使い分けて健全な森づくりをしていただきたいという意見はある一方で、国の譲与税について県民に御存じですかということ聞いてみましたら、まだ7%しか認知されていないという結果が出ておりましたので、そのあたりの普及啓発も課題かなと考えているところでございます。

○**星原委員** この県の森林環境税は大事なことで、なんで、県民がしっかり理解できるように、もう少しパーセントが上がるように、また、いろんな工夫も考えていただきたいなと思います。よろしく願います。

○**広島みやぎきの森林づくり推進室長** ありがとうございます。今後、もっと理解が深まるように努めてまいりたいと思っておりますので、どうか御指導よろしく願いいたします。

○**横田委員** 大気、水質等の測定結果についてですけれども、大気とか水質、ダイオキシン類

の測定をした結果、基準を超過した場合に、新聞等のマスコミとかでそれを公表するのか。また、そういうおそれがある場合とかに、注意喚起するような公表をするのかどうかを教えてください。

○**佐沢環境管理課長** 大気につきましては、注意報基準とか、警報という制度があります。これは、全国統一です。そういう基準に達した場合、そういう気候が続くようであると判断した場合は、広く県民とかに注意喚起をいたします。

昨年、オキシダント注意報もこの制度で7地域に発令いたしております。昭和45年頃には、延岡地域に二酸化硫黄の注意報を発令した経験もございます。

ダイオキシンにつきましては、環境基準というのがあるんですけども、注意報基準とかそこまではなっておりませんので、こういう測定した結果は、大気は、特にリアルタイムでホームページで公表しております。大体10分ぐらい遅れで、リアルタイムで県民に分かるようにしております。

水質につきましては、環境基準をオーバーしたとか、そういうことで、一回一回はそういう広報はしておりません。1年の結果として委員会に報告した後に、県民に広く知らせる。具体的には、県庁のホームページでデータブックということで細かい数値も含めて公表をしております。これはダイオキシンも含めてそのようにしております。

○**横田委員** 天気予報のときなんか、紫外線情報とか、花粉の情報とか、火山灰の情報とか、いつも流れるじゃないですか。すごく気にされている方もおられると思いますので、毎日毎日じゃなくてもいいと思うんですけども、やっぱり、ちょっと気をつけたほうがいいなとかい

う状況になりつつあるときには、天気予報じゃなくてもいいですけど、何かで知らしめるような、そういったことをしてもらいたいと思います。

○佐沢環境管理課長 昨年の注意報もそうなんですけれども、注意報、警報発令する場合は、県の危機管理のメールサービスとか、マスコミにも流しますし、エリアメールとかそういうのを使って、テレビでも報道されると思います。

そういう健康に危機があるかもしれないということは、もうリアルタイムに県民にお知らせをする体制を取っております。

○横田委員 お願いします。

○日高委員長 そのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 その他で何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐野環境森林部長 先ほど、有岡委員から、長江川の件で御質問がありましたけれども、ちょっとその補足をさせていただきたいと思えます。

硫黄山の河川白濁対策については、硫黄山が噴火した平成30年以降取組を進めているところで、もう御承知だとは思いますが、その際には、今の施設ではなくて、もっと簡単な実験装置みたいなのを現場でやって効果を確認して、それで効果が得られるだろうということで、昨年度に現在のような水路を設けて、ああいう狭い場所で、なおかつ、できるだけ早く、自然公園内で改善効果を成し遂げるには、1ぐらいいかに上げられないだろうということで、水素イオン濃度を1ぐらいいか上げるような効果を目指して実験を進めてきて、その実験効果は昨年度を通して確認はできたと。

ただ、こういう対策でそういう効果が得られることが分かりましたので、協議会のほうで、実証試験に基づいた、その延長線上にある本格的な施設、今は仮設に近いような長期的な使用に耐えられないような状況でありますので、そういう意味で本格的な施設を造るということで、それを目指す。

ただ、それでも費用がかかりますので、その経費については国に要望していこうという考え方があります。

本年の運用としては、中和水路を補修しながら、取水期間中運用して、効果を得ようという考え方で取り組んでおります。

実際に、元の水質が、平成30年当初ぐらいはpHが1.6ぐらいいかだったと思いますが、今は2.5ぐらいいかありますので、もともとの水質のそのものが改善されているという状況がございます。

ただ、今後どういった形で変化をもたらすかも分かりませんので、そういう場合については、農政サイドで、水門がpH等に反応して自動開閉するという装置も下流域ではできていますので、そういったものを併せながら、農業利用できるような運用をしている形になっております。

自然相手の装置でありますので、完全な効果がなかなか、全てを改善できる状況にはなりませんけれども、県としては、そういったものを本格的な形として造ることを目的に、今、動いている状況でございます。

○日高委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもって、環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時46分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○大久津農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくお願いたします。

まず初めにおわびを申し上げたいと思います。先般、農政水産部の職員が逮捕されるという誠に残念な事件が起きました。特に、新型コロナウイルス感染症対策に県を挙げて取り組んでいる中で、このような事件が起きましたことについては誠に遺憾でございます。これまでも職員の服務規律の徹底に努めてまいりましたが、今後、より一層の徹底を図り、再発防止に努めたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

次に、お礼を申し上げたいと思います。宮崎牛やマンゴー、地頭鶏やコチョウランなど、コロナ禍におきます販売環境も大変厳しい農畜水産物の応援消費につきまして、県議会の皆様をはじめ、関係機関、団体、企業等の皆様方から多大なる御協力をいただいております。この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

生産者の皆様をはじめ、関係団体等からも、応援消費につきましては、他県と比べてもより多くのいろいろな御支援をいただいたということで、いわゆるオールみやざきでの取組に強く励まされたと。また、丹精込めて生産したものが出荷でき、そして、県内外での多くの方々に食べていただいたりということで、何よりもそれが大きな喜びであったというような感謝の言葉を私も承っております。でございます。

まだまだ厳しい状況が今後も続くと懸念されますので、引き続き御支援方賜りますよう、よろしくお願申し上げます。

それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧いただきたいと思います。

本日は、農政水産部から6月定例県議会提出議案が1件、同じく提出報告が3件、その他報告事項が6件でございます。

まず、資料の1ページを御覧ください。

予算議案の議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」について御説明いたします。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策や国庫補助決定に伴う補正をお願いするものでございます。

令和2年度歳出予算課別集計表の中ほど、B列の合計の欄にありますように、15億4,856万8,000円の増額補正をお願いするものであります。そのうち、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、横の14億7,473万7,000円となっております。この結果、農政水産部全体の補正後の予算額は、C欄の補正後の額の列の一番下、部の合計欄にありますとおり465億703万9,000円となります。補正内容の詳細につきましては、後ほど関係課長から説明させていただきます。

次に、2ページを御覧いただきたいと思います。

(2) 繰越明許費についてであります。公共農村総合整備対策事業など5事業で8億9,600万円の繰越しをお願いするものであります。これは、工法の検討等に日時を要したことによるものなどの理由によるものでございます。

続きまして、議会提出報告につきましては、22ページから24ページに記載しておりますけれども、損害賠償額を定めたことについて、令和元年度宮崎県繰越明許費繰越計算書及び令和元年

度宮崎県事故繰越し繰越計算書の3件について御報告をさせていただきます。

最後に、26ページからのその他報告事項についてであります。第八次宮崎県農業・農村振興長期計画における長期ビジョン案について、そして、第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画における長期ビジョン案についてなど、6項目を上げております。これらの詳細な内容につきましても、後ほど関係課・室長から説明させていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○殿所農政企画課長 常任委員会資料の3ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症による農畜水産業への影響と対策について説明いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、牛肉や花卉等を中心に、価格低下や出荷量の減少が見られ、農政水産部の試算では、3月から4月の2か月間で約57億3,000万円の影響が生じております。

なお、影響額の試算につきましては、点線の枠内に記載しておりますように、3月から4月の時点で、価格低下や出荷量減少等の影響が見られる主要な品目について、ヒアリングや統計データ等をベースに、前年同月比の累計として算出したものであります。

それでは、1、影響について説明いたします。

(1) 消費・市場価格につきましては、①農産物では、花卉、マンゴー、冷凍野菜などに影響が生じております。コショウランにつきましては、図1の価格推移にありますように、緊急事態宣言以降、価格が低下しております。現在は、都市圏の小売店需要が動き始めつつありますが、ブライダルや葬儀等の業務需要はいまだ

低く、コショウランや菊などへの影響は続いております。影響額としては、花卉、野菜、果樹で約6億9,000万円の減少になると試算しております。

次に、②畜産物では、牛肉や地頭鶏といった高価格帯の食肉を中心に、在庫量が増加していることに加え、牛肉については、図2、図3にもありますように、枝肉や子牛の価格が前年比べて2割から3割ほど低下しております。現在の枝肉価格は連休明けから若干持ち直しております。子牛価格についても持ち直し傾向にはありますが、引き続き注視していく必要があります。影響額としては、肉用牛で約43億5,000万円の減少になると試算しております。

次のページをお開きください。

③水産物では、ブリ類等の養殖魚やマグロ等の高級魚で影響が生じておりまして、図4にありますように、県全体で約50万尾の養殖魚の出荷滞留が発生しております。影響額としては、養殖業とマグロはえ縄漁業で約6億9,000万円の減少になると試算しております。

次に、(2)輸出につきましては、牛肉は輸出量が減少し、養殖ブリはほぼ取引が中断しております。

(3) 外国人材の確保につきましては、農業、水産業において、新たに受入れを予定していた技能実習生等が入国できず、在留期間の延長や減員体制で操業している経営体があります。

(4) 農泊につきましては、団体旅行を中心に、2月以降、555人分の予約がキャンセルとなっている状況です。

続きまして、2、主な対策について説明いたします。

(1) 応援消費につきましては、①にありますように、県議会をはじめ、県の本庁を中心に、

牛肉などの応援消費キャンペーンを実施し、これまでに約1,500万円を超える販売実績となっております。

②の県産食材の学校給食への提供につきましては、5月15日から県産牛肉の提供を開始したところですが、6月9日には農業団体によるマンゴーの提供も開始いたしました。今後は、地鶏肉、水産物、地域特産物にも拡大していくことを考えております。

また、③の販売拡大への支援につきましても、送料助成やプレゼント企画等に取り組んでいるところでもあります。

(2) 福祉・医療分野への支援につきましては、医療現場に対する防護服等の提供や、JAグループと連携して、指定医療機関や保健所等に対する花苗や日向夏ジュースの贈呈を実施しております。

次のページをお開きください。

(3) 生産者経営支援につきましては、国の支援対策に加えまして、県独自の支援を実施しており、①経営安定・資金融資では、無利子融資枠を農業分野で拡充、水産分野で新設しております。

②生産・流通支援では、マンゴー等の次期作に向けた支援や流通保管等の掛かり増し経費等についての支援に取り組んでおります。

(4) 情報発信につきましては、県や農林水産省に加え、他省庁も含めた支援を生産者の方々に分かりやすく周知するため、県庁ホームページに、農畜水産業者向けの情報ページを新設するとともに、下のほうにサンプルを掲載しておりますが、農・畜・水産業者ごとに支援策をまとめたリーフレットを作成、配布しているところでございます。

次のページの3、新型コロナウイルス感染症

に係る緊急経済対策では、部としての対策の全体像を記載しております。

農政水産部としましては、生産現場の声を聞きした上で、一番上の枠にありますように、1、「生産者を守る」、2、「消費・販売を活性化する」、3、「ピンチを発展につなげる」といった、3つの視点で、国の対策の活用、連動とともに、国の対策では対象にならない品目や項目への対応など、本県農畜水産業の特色やバランスを考慮して対策を講じております。

4月の補正では、1の「生産者を守る」という視点に重点を置きつつ、2の「消費・販売を活性化する」の対策に取り組むこととしたところですが、今回の6月補正では、2、3を中心に、太線の矢印で囲んで、【6月】と記載しております9つの事業をお願いすることとしております。

農政企画課からは以上です。

○愛甲農業連携推進課長 農業連携推進課でございます。

歳出予算説明資料の69ページをお開きください。

当課の6月補正額は、一般会計のみで4億1,491万7,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3番目の欄のとおり、27億3,972万4,000円となります。

今回、当課からは3つの事業を要求しておりますが、これらの事業内容につきましては、お手元の常任委員会資料で御説明いたします。

それでは、資料の10ページをお開きください。

県産農畜水産物応援消費推進事業でございます。

本事業は、4月補正で予算化した事業を拡充するもので、内容につきましては、右のポンチ絵で説明いたします。

まず、1の地産地消応援消費対策であります
が、左側の学校給食への支援では、4月補正で
予算化しました和牛肉に加え、6月補正では、
新たに地鶏肉や水産物、さらには地域特産物を
追加し、幅広い品目の提供を行いますとともに、
児童生徒たちに、提供する食材に関する食育等
を行うこととしております。

また、中央の地域応援活動への支援では、市
町村や各種団体等が独自に企画立案する応援消
費への取組に対する支援を、右側の消費拡大企
画の実施では、新しい生活様式に対応した形で、
県民向けの応援消費イベントの開催に向けた支
援を考えております。

次に、2の販売拡大対策では、左側の4月補
正で予算化しましたお届けキャンペーンの実施
に加え、6月補正では、右側の消費拡大フェア
等への支援により、各種飲食店等を通して、県
産物の販売拡大を図ることとしたところであり、
これらの取組を総合的に実施しながら、本県農
畜水産物の消費及び販売の回復・拡大につなげ
てまいります。

10ページに戻っていただきまして、予算額は、
6月補正分としまして3億8,769万7,000円をお
願いしているところでございます。

続きまして、12ページの配食ニーズ等に対応
した新たなビジネスモデル構築事業でございま
す。

本事業の目的は、新型コロナウイルス感染症
の影響で増加している巣籠もり需要に対応した
宅食やミールキットが、コロナ収束後も定着・
拡大すると予想されますことから、県内外の配
食事業者と連携した商品開発や消費者への直売
の仕組みづくりに取り組むことで、新たなビジ
ネスモデルの構築を図るものでございます。

事業内容につきましては、右のポンチ絵を御

覧ください。

中段の取組にありますとおり、仕組みとしま
しては、産地に卸売市場等による産地商社を設
置し、本県農畜水産物や加工品等の集約・調整
機能を持たせることで、配食事業者への食材の
安定供給や県産品を使用した商品・メニューの
開発を支援し、配食業界での宮崎フェア等を仕
掛けながら、消費者等へのテスト販売を行うこ
ととしております。また、直送ニーズにも対応
した農畜水産物等のセット商品の開発や供給の
仕組みづくりにも取り組み、持続的に稼げる新
たなビジネスにつなげたいと考えております。

12ページに戻っていただき、予算額は782万円
を予定しております。

続きまして、資料の14ページの輸出ニーズ対
応型産地づくり強化事業でございます。

本事業は、新型コロナウイルス感染症が収束
した後の停滞している本県輸出の回復及びさら
なる成長を図るため、新たな輸出ニーズに対応
した産地づくり等を支援するものでございます。

事業内容につきましては、右のポンチ絵を御
覧ください。

中段の対策にありますとおり、①の輸出促進
コーディネーター活動支援事業では、主要な輸
出国に配置しているコーディネーターを有効に
活用し、アフターコロナを見据えたマーケット
調査や輸出パートナーの調査と調整等を行い、
販路開拓や販売促進に向けた営業活動等を展開
することとし、また、②の輸出対応型産地育成
支援事業では、国内の輸出事業者等に対し、輸
出先のニーズに即した新商品開発や規制等を踏
まえた産地の育成などの取組を支援することと
してしております。これらの取組により、停滞し
ている輸出の再開準備をしっかりと進め、収束後
は、他部局との連携の下、食や観光の分野を超

えたオールみやざきによる効果的なプロモーションを行うことで、本県の輸出を再び成長軌道に乗せたいと考えております。

14ページに戻っていただき、予算額は1,940万円を予定しております。

以上でございます。

○東農業経営支援課長 農業経営支援課でございます。

歳出予算説明資料に戻っていただきまして、73ページをお開きください。

当課の6月補正額は、一般会計で1億1,506万4,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の歳出予算額は、右から3番目の欄にありますように51億9,867万円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

75ページをお開きください。

ページ上段の(事項)農業経営改善総合対策費の1、産地・人づくり強化石業200万円の増額についてであります。

これは、ハウスの環境モニタリング装置など、先端技術を取り入れた新たな営農技術体系を検討する取組を支援するものです。

次に、中ほどの(事項)担い手育成総合対策事業費の1、新規事業、みやざき農水産就業緊急対策事業につきましては、後ほど、常任委員会資料で御説明いたします。

次に、下段の(事項)農産物高品位生産指導対策費の1、農薬防除等生産技術高度化推進事業191万4,000円の増額であります。

これは、サツマイモ基腐病に効果のある農薬の登録に必要な作物残留試験等を実施するものです。

それでは、常任委員会資料の16ページをお開きください。

みやざき農水産就業緊急対策事業でございます。

まず、1の事業目的・背景にありますように、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇い止め者等の農水産業での就業を促進するため、受入れ体制の強化を支援しますとともに、援農や就農に向けた技術習得に必要な環境を整備するものでございます。

具体的には、右側のポンチ絵を御覧ください。農業分野について御説明いたします。

中ほどの対応にありますとおり、①のお試し就農等緊急雇用促進事業で、就農相談会を通じた就農希望者と農家とのマッチングを行いますとともに、お試し就農の受入れ枠を40名から80名に拡大することにより、就農の促進につなげたいと考えております。

②の農業大学校援農・就農研修環境整備事業では、農業大学校生が行うインターシップ等を通じた援農や、卒業後の就農に向けた技術習得に必要な機械等を整備いたします。

なお、③の漁業就業受け皿づくり推進事業につきましては、後ほど漁村振興課より御説明いたします。

農業経営支援課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○坂本漁村振興課長 漁村振興課でございます。引き続き、みやざき農水産就業緊急対策事業の水産分野について御説明いたします。

常任委員会資料の17ページ下段を御覧ください。

③の漁業就業受け皿づくり推進事業では、就業希望者のニーズに応じた研修が実施できるよう、漁業種類や地域別の研修先漁家のさらなる掘り起こしを行うこととしております。また、就業体験が行える1週間程度の短期研修の受入

れ枠を拡大するとともに、1か月程度の中期研修の新設により、漁業種類や就業地域の見極め、実践的な技術習得を図るなど、受入れ体制の強化を支援し、新規就業の促進につなげたいと考えております。

16ページに戻っていただきまして、2の事業の概要にありますとおり、本事業の予算額は、農業分野と水産分野を合わせて1億1,540万4,000円、事業期間は令和2年度を予定しております。

説明は以上でございます。

○柳田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の77ページをお開きください。

当該の6月補正額は、一般会計のみで4億6,300万4,000円の増額補正をお願いしております。この結果、6月補正後の予算額は、右から3番目の欄であります。40億7,228万3,000円となります。

それでは、内容について御説明します。

79ページをお開きください。

(事項)強い産地づくり対策事業費の新規事業、加工・業務用野菜供給力強化事業でございます。

これは、農産物の高品質化や高付加価値化などの生産条件の整備による産地活動の強化を図るため、新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急対策を活用しまして、ハウレンソウの冷凍冷蔵施設の整備を支援するものでございます。

説明は以上でございます。

○福井水産政策課長 水産政策課でございます。

引き続き、歳出予算説明資料の81ページをお開きください。

当該の6月補正予算額は、一般会計で4億3,215万9,000円の増額補正をお願いしており

ます。この結果、6月補正後の一般会計の予算額は、右から3番目の欄にありますように18億623万6,000円、特別会計を合わせた全体の予算額は20億9,336万9,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

83ページをお開きください。

(事項)水産物流通加工対策費の1、新規事業、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業におきまして4億3,015万9,000円の増額をお願いしております。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内需要が減退し、高級魚や養殖魚を中心に魚価が下落するとともに、輸出では、養殖ブリの出荷が2月以降停止し、養殖水産物等が滞留してきております。このため、収束後、早期に輸出を回復させるため、本事業により、輸出国のマーケットニーズの変化や、食品衛生等の規制に対応する施設及び体制整備に要する経費を水産加工業者に支援することとしております。

次に、(事項)地域漁業経営改革対策費の1、改善事業、農水産業における外国人材の定着促進事業であります。

事業内容につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の18ページをお開きください。

1の事業の目的・背景にありますとおり、外国人材の受入れが進んでいる漁業分野において、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人材を確保できない漁業経営体の追加的な費用を支援することで、外国人材の円滑な受入れを図るものでございます。

19ページを御覧ください。

ポンチ絵にありますとおり、国の事業では、1、他分野からの転職支援や、2、雇用継続の

支援を実施することとしておりますが、下段にありますように、県では、これらの国の対策と併せて、外国人材を受け入れる際の入国後の経過観察期間に伴う待機に係る経費や、公共交通機関の利用自粛に伴う送迎に係る経費など、漁業経営体が負担せざるを得ない追加的な費用を支援することで、総合的に本県漁業分野における外国人材確保及び漁業生産力の向上を目指すものでございます。

18ページに戻っていただきまして、2、事業の概要の(1)予算額は200万円をお願いしております。

水産政策課は以上でございます。

○河野畜産振興課長 畜産振興課でございます。

お手元の歳出予算説明資料に戻っていただきまして89ページをお開きください。

畜産振興課の6月補正額は、4,925万3,000円の増額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目ですが、58億9,265万7,000円となります。

それでは、その内容について御説明いたします。

91ページをお開きください。

5段目の(事項)肉用牛生産対策費の新規事業、肉用牛肥育経営への影響緩和対策事業ですが、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策に伴う補正で2,603万9,000円の増額でございます。

詳細につきましては、後ほど、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項)食肉鶏卵流通対策費の新規事業、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業ですが、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策に伴う補正で、2,321万4,000円の増額でございます。

この事業は、感染症拡大による輸出先の食肉等のマーケットニーズの変化に対応するため、HACCP基準を満たした加工施設において、家庭消費向けの畜産加工品の製造機械等の整備により、品質や衛生管理体制の強化を行い、新たな輸出先の確保と加工品の輸出拡大を図るものであります。

次に、別冊の常任委員会資料の20ページをお開きください。

肉用牛肥育経営への影響緩和対策事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、本事業は、和牛肉価格の下落が肥育経営を圧迫し、その影響で子牛価格も低下している状況において、緊急的に肥育経営の体質強化を図る国の支援事業に、県内全ての肥育農家が迅速かつ円滑に取り組むため、経営分析のシステム化や分析機関の機能向上を図るものであります。

事業内容は、右の21ページを御覧ください。

中段の左にありますとおり、国の支援事業は、肥育経営の体質強化に資する5つの取組メニューから2つ以上の取組に対し、出荷頭数1頭当たり2万円が、また、3つ以上の取組に対し、価格の低下に応じて4万円、5万円が交付されます。

そこで、県は肥育農家に対し、丸囲みの3つの取組メニューを推奨するため、分析機関の体制整備を緊急的に実施し、今後、厳しい経営状況の早期把握と立て直し、宮崎牛のさらなる改良と品質向上の取組の加速化につなげまして、競争力のある肉用牛産地の確立に努めてまいります。

20ページにお戻りいただき、2の事業概要であります。予算額は2,603万9,000円、事業期間は令和2年度を予定しております。

説明は以上であります。

○丸本家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の93ページをお開きください。

家畜防疫対策課の6月補正額は、6,991万7,000円の増額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目ですが、5億412万3,000円となります。

それでは、その内容について御説明いたします。

95ページをお開きください。

5段目、(事項)家畜防疫対策費の次世代の畜産を守る家畜防疫対策事業で、国庫補助決定に伴う補正で6,991万7,000円の増額でございます。

現在、豚熱やアフリカ豚熱が国内外で流行し、県内への侵入リスクが高まっている状況にあり、養豚場での防疫レベルを緊急的に向上させる必要があることから、車両消毒装置や防鳥ネット等の導入を推進することとしております。また、養豚場や野生動物の監視体制をより強化するため、家畜保健衛生所に遺伝子検査用のPCR機器や血液測定装置を導入するものであります。

家畜防疫対策課からの説明は以上です。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんでしょうか。

○窪菌委員 今、説明を受けました20ページの肉用牛肥育経営への影響緩和対策事業ですが、マルキンの関係なんですけど、これは今、どういう状況なんですか。

○河野畜産振興課長 マルキンの状況ということでよろしいでしょうか。

○窪菌委員 これとはちょっと違いますけど、関連で。

○河野畜産振興課長 マルキン事業につきまし

ては、2月に交付が行われまして、今、3月出荷分の交付の発動がされておりますが、3月分についても、せんだって17万数千円の交付金が発動ということで出ております。

○窪菌委員 2月分ですか。

○河野畜産振興課長 3月出荷分です。それと4月出荷分も二十数万円、発動ということで出ております。

○窪菌委員 もう決まっていますか。

○河野畜産振興課長 決定しております。

○窪菌委員 20万円程度ですか。

○河野畜産振興課長 4月出荷分で6月支払い分でございますが、概算払いで23万1,965円です。

○窪菌委員 それで、国の支援で、これは肥育生産支援事業なんですけど、3つ以上条件をクリアしたら4万円と5万円が出ますよということなんですけど、それぞれ別ということによろしいんですか。どういうふうになるんですか。

○河野畜産振興課長 3つ以上に取組んだ場合は、そこにありますように、価格の下落に応じて、出荷頭数1頭当たり4万円と5万円ということで、この2万円というのは、2つ以上取組んだ場合に2万円ということで、別々でございます。

○窪菌委員 別々なんですけど、宮崎県の場合は、ほとんどこの3つ以上の条件に当てはまると思うんです。この部分については、今の基金の関係プラス、例えば4月分の6月払いの23万1,965円に、この4万円なら4万円という国の支援の分がプラスされる、そういう解釈でいいんですか。

○河野畜産振興課長 今、委員の言われる解釈でよろしいです。

○日高委員長 関連でありますか。

○横田委員 3つ以上の4万円とか5万円、こ

れの基準になる価格は県の平均なんですか。

○河野畜産振興課長 これは、県の平均ではなくて、全国平均を a l i c が出すことになっております。中央市場の10市場の平均価格ということになっております。

○横田委員 製品価格と、出荷した1頭1頭の差額ということなのか。

○河野畜産振興課長 全体の全国平均の10市場の枝肉価格が、対前年度の同月の比較して30%低下した場合は4万円、40%低下した場合は5万円ということでございます。

○横田委員 出荷牛全頭にそれが出ているということですね。

○河野畜産振興課長 はい。

○横田委員 それと、経営分析とかを、今やっている割合はどれぐらいになるものなんですか。今、すごく大規模化しているから、もうほとんど経営分析とかをしているのかなとは理解していたんですけど。

○河野畜産振興課長 肥育経営の経営分析につきましては、畜特資金とかを借受けされたりして、それで分析される場合もございますが、今、畜産協会等で経営診断をしておりますけれども、畜産協会については、繁殖経営については診断分析システムがあるんですが、肥育経営については、それがございません。

ですから、現在、そういう肥育農家の方々でもし個別に経営診断をされていけば、このメニューはクリアということになるんですが、そういう方が皆さんいらっしゃるかというと、そうではないものですから、しっかりとこの部分については、そういう協会等で分析診断のシステム化をしまして、県内500戸いらっしゃいますので、今年度中に、早急にその分析をするということで取り組みたいと思っております。

○星原委員 14ページ、15ページの、農業連携推進課から話のありましたこの輸出の関係なんですが、まだ、今のところどこの国がというのは。今のところベトナムとか上がってきていますけど、こういう輸出促進コーディネーターということで、香港、台湾、上海、北米、シンガポール、いろいろあるんですが、今、そういうところ向けに、こういうコーディネーターは置いているんですか。

○愛甲農業連携推進課長 主要な輸出先国別に輸出促進コーディネーターを配置させていただいております。現在、6か国に配置させていただいております。

こういうコロナ云々がなければ、従来は、地元の輸出に関するいろんな情報を収集していただくとともに、向こうの事業者等と調整をさせていただきながら、輸出拡大に向けたいろんな取組をしてもらってところでございますが、今回、この事業で計上させていただいたのは、全世界において、やはりコロナの影響を非常に受けている中で、日本もそうなんですけれども、アフターコロナといったときに、新しい生活様式というものが生まれるんじゃないか。諸外国においても、コロナの影響によって、いろんな様式が変わってくるのではないかと考えていまして、現在、配置させていただいておりますコーディネーターをうまく活用して、各国ごとのそういう情報を適切に収集しながら、今後の輸出に向けた戦略を再構築していくというようなことで、計上させていただいたところでございます。

○星原委員 今言われたみたいなことは、これまでも継続してやってきていましたよね、輸出に向けての。それが、今度コロナの予算が国から来たのを、新規の県単で、こういう形で使ってだろうとは思いますが、解禁になったと

きに、こういったものをどういうふうにしていくかという、そういう戦略はちゃんと立ててあるんですか。

○愛甲農業連携推進課長 コロナ収束後に向けての戦略を具体的に構築するために配置させていただいているということなのですが、委員がおっしゃるように、従来からいろんな情報収集のための活動もしていただいているところなんですけれども、もともと契約の内容が、コロナ云々の話とは別の形で契約を結んでいる関係もありますから、プラスアルファで業務をお願いするというような形で事業化したところがございます。

○星原委員 どっちにしても、こういう形でコロナの影響が出ている中で、いかに農家の所得なり、生産意欲を高めるには、やっぱりそれだけの販路がちゃんと見つからないと駄目だと思うんで、やっぱりその辺に力を入れていただいて、後半になるのか、いつになるのか、我々もまだ先が読めないような状況なんですけど、その時点で、ほかの都道府県に負けないだけの情報収集とか、販路開拓とかを、今の時点でぴしっとやっと思ってもらえると、そういう方向が出るのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○有岡委員 関連でちょっと教えていただきたいんですが、15ページの輸出促進のコーディネーターの活動先の中に、上海がありますが、中国本土に向けて和牛等が輸出される可能性があるというふうな御意見があったんです。現在、この上海等でも、つながりというんでしょうか、そういった動きがあるのかどうか、そこ辺、何か情報がもしあれば教えていただけると。シンガポールとかEUは当然これから増えていくんでしょうけど、何かありましたら。答えられる範囲で結構です。

○愛甲農業連携推進課長 上海につきましては、例えば、私ども農政水産部におきましては、農畜水産物の輸出という形になりますので、中国に対して輸出する品目というのは、今はなかなかない状況でございます。どちらかというところ、加工品関係、そういったものが中心になるかと思えます。

○有岡委員 ありがとうございます。

○高橋委員 14、15ページに限らずなんですけど、先ほども環境森林部で申し上げたんですが、*豚で言えば、ブラジルが輸出多いじゃないですか。今朝、ニュースでやっていましたけど、今、ブラジルはコロナで大混乱です。だから、輸出コストがかなり上がっていて、今、日本国内に入っている*豚肉が、ちょっと価格が上がっていて、これは青果物だってそうらしいです。果物とかも。やっぱりこういうときに配食ニーズに関連してくると思うんですけど、国内の市場をしっかりと先取りして、輸入物と国内産の価格差が、しばらく縮まってくると思うんです。そういったところを見据えた戦略をしっかりと。いいタイミングで事業が連携するんじゃないかと思うんで、そこをしっかりと研究していただいて、市場調査とかをしっかりとやっただくといいのかなと思っています。これ牛もそうですね。今朝のニュースでたまたま言っていたもんですから、よろしくをお願いします。

○愛甲農業連携推進課長 委員のおっしゃるとおり、コロナ対策でいろんな様式が変わってくるかなと思っています。そういう中で、輸出にしても、あるいは国内の流通にしても、新しい生活様式に合うような宮崎県ならではの取り組みを推進していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

※59ページに訂正発言あり

○窪菌委員 ちょっとお伺いしたいと思います
が、10ページ、11ページの応援消費推進事業の
話なんです、この前、牛肉、それから鶏、花、
それぞれ消費拡大応援キャンペーンがあったん
ですけれども。例えば、牛肉の場合なんか、4
等級、5等級の牛肉を、通常5,000円を3,000
円、3,500円というようなことだったわけですけ
れども、これの負担の割合とか、そういうのは
どういう形だったんでしょうか。例えば、経済
連さんが幾ら持ってたとか、県の持ち出しが幾ら
あったとか、1パックについてです。3,500円と
いうお金の単価についての割り振りといいます
か、どういった感じだったんですか。

○河野畜産振興課長 詳細はちょっと持ち合わ
せていないんですけれども、この前は500グラム
の肉のパックを応援消費という形でミヤチクか
ら提供をしていただいたんですが、私どもが聞
いておりますのは、肉についてはミヤチクのほ
うで対応するんですけれども、この前の応援消
費では、送料については、3,500円の中に込みと
いうことになっておりますが、経済連のほうで
肉の送料については見られたというふうに聞い
ております。

○松田みやざきブランド推進室長 牛肉に関し
まして、今、畜産振興課長から回答しましたけ
れども、委員おっしゃいました10ページ、11ペ
ージのところの事業に絡むお肉のお届け、マン
ゴーのお届けに関しましては、県の事業では、
送料を県が負担する形で行っています。それは、
今、申し上げたとおり、お肉、マンゴーを送り
届けるための送料を経済連が負担されていたと。
そこに県の事業を活用して、一定の補填をした
というのが事業のスキームでございます。

○窪菌委員 負担した分については、この応援
消費推進事業の予算を利用されたんですか。元

々あったわけじゃないでしょう。

○松田みやざきブランド推進室長 この送料助
成は、元々あったわけではございません。こう
いう状況の中で、経済連をはじめ、そういった
団体が自ら負担して、消費拡大していくんだと
いう努力に、県の事業を活用しまして、一体と
なって取り組んだということでございます。

○窪菌委員 分かりました。それで、この後に
実は小林地区農協が、これにもう1,000円上乘せ
しまして、2,500円で、送料込みで注文を取っ
たんです、予定量1万パック。ところが、あまり
多過ぎて、2万5,000パックになったというこ
とで、持ち出しが非常に大きかったというよう
な話を聞いたんですが、そういった各JAでも取
り組み方がそれぞれ違う。やっぱり基盤が大き
いところはそういうことができるんですが、小
さいところになると、そういったところまでな
かなか手が、お金が回らない状況だろうと思
うんです。小林辺りはかなり出荷頭数も、年間
多いですから、そういった体力もあるからでき
たんだろうと思うんですけど、小さいところは
なかなか厳しいなという気持ちもあるんです
が、まだ、収束したわけじゃないし、まだ、2弾、
3弾があると思うんです。もし次にされるとき
には、その辺りも——恐らく小林農協もそん
なに何回もできんと思うから、また、そういった
もし送料なり何なり、やっぱり事業にのせて
いただいとすることが可能であれば、お願いし
たいなと思っております。というのは、11ペ
ージのひなた農畜水産物お届けキャンペーン実施
というのがありますけれども、県外向けの消費
促進をやっぱりこの機会にやらないと、宮崎の
ブランドがいつまでも広がらないような気がす
るんです。ですから、これを広げるためにも、
こういう機会を捉えて、やっぱり県外向けにも、

一般の方にも申し込んでいただくというような方法を、JAならJAの組合員だけでも結構ですから、また広がっていきますし、そういった方法も考えていただければありがたいなと思っております。もし余裕があれば、よろしく願いしたいと思っております。

○松田みやざきブランド推進室長 今、委員が申された最初のほうのJA小林が、オリジナルで、地域で1,000円上乗せをしたというような、いろんな地域の取組があらうかと思っております。その取組に関しましては、この資料の11ページの枠の上のほうに、地域応援活動への支援というのがございます。この部分で、今回7,250万円の予算をお願いしているわけですが、ここでの取決めです。地域でいろんな応援消費につながる活動を提案していただいて、それに県が助成をしまして、いろんな応援消費に結びつけていただきたいということですので、この部分を、県内ということであれば、御活用いただきたいと考えております。

また、後半でおっしゃいました、都市圏へ打って出るという部分に関しましては、この11ページの右下の都市圏等における支援というのがございまして、宮崎の食材を使っていたお店や、あるいは指定店、そういったところと連動しまして、宮崎県産品を売っていかうと考えておりますので、ぜひ地域のお考えもお聞かせいただいて、一緒になって取り組んでまいりたいと思っております。

○窪菌委員 今、牛肉に関してちょっとお話ししたんですが、マンゴーにしてもメロンにしてもそうですが、宮崎のものが欲しいんだけど、どこに行ったらいいか分からないというのをよく話で聞くんです。ですから、売っていないよというのが普通なんです。例えば、宮崎牛なら、

肉屋さん、デパートに行くけど、宮崎牛がないというわけです。欲しいんだけど。

だから、そういった知名度を上げるということでも大事だろうと思っております。これを逆手に取って、ぜひそういったことも考えながらということで、よろしく願いしたいと思っております。

○横田委員 コロナウイルスの影響で、水産物は、ブリ等の養殖魚とかマグロ等の高級魚は大変苦戦されていて、一方でアジとかサバ等の大衆魚については価格等の影響はないと書いてありますけど、学校給食で支援する水産物というのは、その苦戦をされているブリ類とかマグロ類が対象になるんでしょうか。

○福井水産政策課長 国のほうで、給食の事業に対する魚種の指定がございまして、基本的にはコロナの影響を受けている魚種ということで、ブリ類やマダイの養殖魚、それからマグロ等の高価格帯、あと北海道とかのホタテなんかは魚種で指定されております。

○横田委員 実は、沿岸漁業の関係者から、沿岸漁業の魚種にもぜひ拡大してほしいというお話を受けたんですけれども、そういったことは難しいんでしょうか。

○福井水産政策課長 本県におきましても、沿岸漁業のチリメン等、影響を受けている魚種があるというふうにお聞きしておりますので、そういったものについても給食で活用できるように、国に要望を上げているところでございます。

○横田委員 分かりました。ありがとうございます。

○松田みやざきブランド推進室長 今の学校給食への水産物で国が見れない魚種の提供ですが、この11ページの地産地消応援消費対策の左上に学校給食への支援がございまして、ここに今回、地鶏肉、水産物、あるいは地域特産物

というのを加えております。この地域特産物の中で、今、水産政策課長が申し上げたチリメン等、そういったものを我が町の特産品ということで位置づけていただいて、学校給食の中で活用ができるというふうに考えております。

○星原委員 学校給食と出たんだけど、これは、いつまでこういう形で事業を続けていくのか。学校給食というと、小学校、中学校かと思うんですが、生徒1人当たりで計算されていくのか。県内の小中学校には、全てこういう形で給食の中で使ってもらい、行き渡るようになっているんですか。

○松田みやざきブランド推進室長 どのような形になっているかということですが、まず、国の事業を活用している部分に関しては、事業が令和2年度となつてございますので、基本的にはこの2年度で行うということがございます。

次に、1人当たりどれぐらいになっているのかですが、これは例えば、和牛肉でいきましたら、100グラムを上限としてとか、グラム数でいく場合もございます。

ただ、地域特産物の部分は県の単独で見の部分ですが、ここにつきましては、お一人の児童生徒に対して、大体260円ぐらいの積算で考えてございます。後付けになりましたけれども、対象は、学校給食法に基づく370校、児童生徒10万人が対象となります。

○星原委員 学校給食にこういう形で支援している。じゃあ、子供たちに、地元で採れて、地元のおいしいものが、こういう食材があるんですよと、そういうことまで、家に帰って家族で、特に料理をするお母さんとか、そういう方々に、こういうことでおいしかったとか、地元のものよさを知るところまで、ちゃんとこの事業が

なされているのか。ただ食べさせているだけなのか。その辺は、教育委員会あたりと連携を取って、給食時間にそういう出たものの説明をしたりということはやっているものなんですか。

○松田みやざきブランド推進室長 言葉で言いますと食育と相まってやっているかということですが、そういうものをセットでやるようになってございます。

例えば、せんだって、これは国の直接採択事業ですが、マンゴーを6月9日、宮崎西小学校で提供するというのがありましたけれども、そういったときも、マンゴーがどのようなのか、どういうふうな果物なのか、宮崎はどれぐらいすごいのかということも含めて、児童たちに説明をし、また、それを帰って御父兄の方にも伝えていただくような、そういう食育活動と併せて実施しております。

○星原委員 今、マンゴーが出ましたが、私も県外、県内、十何か所送ったんです。ただ、家に送ってきたやつを見たとき、写真を撮っているんだけど、大きさが随分違うのよね。だから、ある程度、県外とかいろいろ送る分は一定した形のものをそろえて、ちゃんと発送しているのかなど、内心そういうふうに思ったところがあるのよ。宮崎のマンゴーがおいしかったとか、うれしかったとか、電話ももらっているんですけど、ちょっと大きさにかなりばらつきがあるんで、その辺がどうだったかなど。皆さんに聞いたって分かる問題じゃないんだけど、県外なんかこういうキャンペーンでやるのであれば、僕らもよく北海道辺りに行って水産物を買ってくると、名前や電話を書いているから、向こうから電話が入って、また、どうですかと来るわけだけど、結局、そういうふうに来させるためには、それなりに送る側がちゃんとぴしっ

とやった形のもので送り出してもらわんと、せっかくのが。もう文句言えないですから。僕らも長野辺からリンゴをもらって、見ると、下のほうに入っているやつは、ちょっと傷があったり、腐れぎみのが入っていたりするけど、もらった人に対して、そのことを言えないんです。それと同じことが、今回どうだったのかなと、内心そういう思いがしたところでしたので、こういう事業をやる時には、そういう規格のところをきちっと決めて、こういう形でないと、せっかくのが。農業団体とか、生産者の人たちに対して、やっぱりそういうところまで、多少言うべきじゃないかなと私は思ったもんですから。

○松田みやざきブランド推進室長 委員御指摘の声は、ほかにも聞いております。ただ、一方で送っていただいて、非常によかったという声も聞いているところです。今回は経済連が取り組んだわけですけれども、初めてこういったネット販売で贈り物をさせていただいて、いろんな課題が見えてきたところです。今、御指摘頂いた点も踏まえて、次の取組に生かしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○高橋委員 水産の関係で、外国人材の定着促進事業ですけど、今はまだ来ていませんよね、その確認をします。例えばインドネシアからまだ来ていませんよね。「はい」と呼ぶ者あり）来てないということの答弁がありました。それで、この事業は、入国後に必要な支援ですよ。私が聞きたいのは、しっかりと訓練を受けて、来るだけの人たちが、今、待機状態になっているじゃないですか。待機ということは拘束していますよね。多分、そこにいる間は無報酬だと思っんです。そんなところを何か危惧されていましたが、何かそういったところの対応とかされているもんなんですか。

○福井水産政策課長 委員がおっしゃられているのは、例えば技能実習で入国される予定だけれども、まだ入国できない状態で現地のほうで研修を受けて待機されている状態にあるという場合でよろしいでしょうか。

○高橋委員 はい、その件です。

○福井水産政策課長 そういう場合については、まだそういった方々に対する支援というのがはっきりしていないんですけれども、現在、日本国内に入られていて、逆に帰国できない方に対しては、この19ページの2番の雇用継続の支援がございします。これを、例えば、もう来れる状態になっていて、雇用契約を結ばないといけない状態になっているんですけれども、そういう人たちをどうしたらいいかという場合に、この事業をもう少し拡充できないか、国へお願いしているところでございします。

○高橋委員 今のは、技能実習生のことなんでしょう。その人たちに、今おっしゃったことが適用できるかどうかを、今検討しているということですね。

○福井水産政策課長 日本国内にいらっしゃる方が、本国に帰らずに、雇用継続で国内に残る場合に、その賃金の助成はあるというふうに聞いておりますが、それを逆に援用した形で、国外のほうで待機されていて、入って来れない方に対しても、そういう賃金の支援ができないものかというお願いは、相談しているところでございします。

○高橋委員 そういった手立てを今、何とか研究しているということなんですよ。でないと、これがずっと長引けば、この子たちはその収入を想定しての日本への渡航だったでしょうから、何らかのものを与えないと、それを断念される可能性だってありますよね、安心しました。安

心したというか、今はまだ汗をかいている段階でしょうけど、よろしくをお願いします。

○日高委員長 ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 次に報告事項に関する説明を求めます。

○殿所農政企画課長 常任委員会資料の22ページをお開きください。

損害賠償を定めたことについて、専決処分を行いましたので、報告いたします。

事案は、県有車両、いわゆる公用車による交通事故2件であります。

1件目は、令和元年11月25日、国富町大字木脇4678番地1の敷地内におきまして、公用車をバックさせようとしたところ、後方に駐車してあった相手方の車に接触したものであります。

2件目は、令和2年2月20日、延岡市昭和町1丁目7番地4先路上におきまして、公用車で2車線ある右折レーンのうち左側のレーンを走行して右折をしました際に、右側のレーンに進入して、右側のレーンを走行中の相手の車に接触したものであります。

原因は、2件とも安全確認や状況確認が不十分であったことによるものであります。

損害賠償額は、それぞれ8万4,207円と39万9,489円ありますが、県が加入する保険から全額支払われております。

交通安全につきましては、機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますけれども、今後とも一層の徹底が図られますよう、再発防止に向けまして、厳しく指導してまいりたいと考えております。

続きまして、23ページを御覧ください。

令和元年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてであります。

これは、令和元年度に議会において承認いただきました繰越事業について、繰越額が確定しましたので、御報告を行うものであります。

表の一番下に記載しておりますとおり、部全体で、19の事業で、繰越額は108億1,995万1,000円となっております。

繰越しの主な理由は、国の補正予算の関係等により、工期が不足することによるものや、事業主体において事業が繰越しとなることによるものなどであります。

次のページをお開きください。

令和元年度宮崎県事故繰越し繰越計算書についてであります。

表の一番下に記載しておりますとおり、部全体では3つの事業で、9,795万2,000円の繰越しとなっております。

繰越しの理由は、入札不調等により契約締結に日時を要し、工期が不足することによるものなどであります。

なお、繰越事業の執行につきましては、関係機関との連携を図り、早期完了に努めてまいります。

説明は以上です。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項に関して質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 時間が約2時間たちました。この後、説明時間が35分ありますので、5分間休憩を取りたいと思いますけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 暫時休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後3時04分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○殿所農政企画課長 常任委員会資料の26ページをお開きください。

第八次宮崎県農業・農村振興長期計画における長期ビジョン案について説明いたします。

1、概要にありますとおり、国内の人口減少が加速する中、農業従事者の減少・高齢化や国際競争の激化等に加え、新型コロナウイルス感染症の発生など、農業を取り巻く情勢は目まぐるしく変化しています。このような中、スピード感を持って本県農業・農村のあるべき将来像の実現に取り組むため、令和3年度から10年間を計画期間とした第八次農業・農村振興長期計画を策定することとしております。

2の検討経過と今後のスケジュールにつきましては、昨年4月から農業者や関係団体等と意見交換を重ねるとともに、農政審議会等で御審議いただき、昨年9月には本常任委員会で、計画の考え方や全体構成等の基本的な方針を報告させていただきました。

本日は、長期ビジョン案の報告をさせていただきますが、今後も農業者等との意見交換や農政審議会等での審議を重ねながら、基本計画や地域別ビジョン等の策定を進め、本常任委員会には12月に計画素案を報告し、来年3月には計画原案を審議いただく予定としております。

3、長期ビジョン案の概要ですが、技術やルール、価値観を変革するとともに、県民や消費者、他産業との共創を図りながら、あらゆる情報を農業分野に取り込み、新たな農業の形を創造するという情報創造というキーワードの下、

農の魅力を生み出す、届ける、支える仕組みを構築し、持続可能な魅力あるみやざき農業を目指してまいります。

詳細につきましては、別冊で配付しております第八次宮崎県農業・農村振興長期計画における長期ビジョン案で説明いたします。

表紙を御覧ください。

長期ビジョンは、大きく3つで構成しております。

大きな1つ目は、宮崎県農業・農村の現状と取り巻く社会情勢の変化。2つ目が、将来展望と方向性、未来へのキーワード。この2つを踏まえまして、3つ目の、みやざき農業のめざす将来像において、今後10年間を見据えた本県農業・農村の将来像や施策の方向性を示しております。これから、この長期ビジョンをベースにしまして、今後5年間の具体的な施策、数値目標を盛り込んだ基本計画を策定することとしております。

それでは、1ページをお開きください。

1ページは、I、宮崎県農業・農村の現状と取り巻く社会情勢の変化におけるみやざき農業の現状についてであります。

ページ左側のとおり、本県の農業・農村振興長期計画は、昭和35年から、その時代の情勢や課題に対応して策定してきており、これまでの取組により平成30年の農業算出額は全国第5位の3,429億円となっています。

また、ページ右側のとおり、近年、販売農家や基幹的農業従事者の減少、高齢化が進んでいる中、農業法人や雇用就農者は増加しており、新規就農者も近年は400名を超えております。

2ページでございます。

県内産業におけるみやざき農業についてです。

図8のとおり、本県農業は県外から外貨を稼

げる数少ない産業で、県内食品加工向けなど、他産業への波及効果も高くなっています。一方、ページ右側、雇用情勢では、他産業との人材獲得競争は依然厳しく、職業としての魅力を向上する必要があります。

3 ページです。

みやざき農業を取り巻く情勢についてであります。

図11のように、国内マーケットが縮小する一方で、世界人口は増加し、図12のとおり、TPPや日米貿易協定などの経済連携協定により、市場のグローバル化はさらに拡大することが見込まれます。一方、図13、14のとおり、気候変動や発展途上国の経済発展などにより、穀物や重油価格は不安定な情勢となっています。

4 ページです。

災害や家畜伝染病、新型コロナウイルス感染症等危機事象への対応についてであります。

ページ左側のとおり、地球温暖化が進行し、近年は局地的豪雨や暴風等による災害が全国各地で発生しており、さらには家畜伝染病やカンショ等の疫病も発生するなど、常時の備えと迅速な対応が必要です。

また、ページ右側のとおり、新型コロナウイルス感染症は農業にも大きな影響が出ておりますが、一方では、地産地消や国産回帰がクローズアップされており、国内で安全な食材を安定的に供給できる体制を構築する必要があります。

なお、この新型コロナウイルス感染症に伴う影響や新たなニーズへの対応につきましては、現段階では先が見通せない部分もありますが、これから策定する基本計画において、具体的な施策の中にしっかり落とし込んでまいりたいと考えております。

5 ページでございます。

農業政策をめぐる動向についてであります。

左側の農業政策では、国は、農林水産業・地域の活力創造プランや食料・農業・農村基本計画を改定し、輸出の拡大や経営規模の大小に関わらない生産基盤の強化等を推進するとしています。また、右側の科学技術政策では、未来投資戦略～Society5.0～の中で、農林水産業のスマート化を戦略の一つに掲げており、本県もみやざきスマート農業推進方針を策定したところです。さらに、国連では持続可能な開発目標、SDGsを策定しており、第八次計画にもその理念を反映する必要があります。

6 ページです。

Ⅱ、将来展望と方向性、未来へのキーワードにおけるみやざき農業の将来展望と方向性についてです。

ページ上のほうにありますように、将来展望につきましては、今後10年間で販売農家が2割以上減少することが予想され、現在の経営規模のままでは農業産出額も大きく減少する危機にあり、本県農業が今後も維持・発展し続けるためには、持続可能な農業へと転換し、次の世代にしっかりバトンをつないでいく必要があります。

今後の方向性としましては、ページの下側のほうに書いておりますように、まず左側にありますが、稼げる農業を実現しながら働きやすさを改善することで、職業としての魅力の向上を図り、新規就農者の確保・定着を推進しますとともに、右側にありますように、安定した生産・出荷体制や産地加工等による付加価値の向上等により、農産物の魅力を向上し、マーケットから選ばれる産地づくりを推進します。

また、経営規模の大小などを問わず、家族を中心とした経営体をみやざき型家族農業と位置

づけ、それらを核とした生産基盤強化を推進するとともに、県民の皆様と農業・農村の重要性を共有することで、みんなのみやざき農業を築いていき、持続可能な魅力あるみやざき農業を目指してまいります。

7ページでございます。

社会情勢の変化と時代の潮流から見る未来へのキーワードについてです。

ページ中段にありますとおり、社会情勢が大きく変化する中、情報を生かしたデジタル技術の発展により、これまでの経済や社会生活の在り方を革新してきており、今後も情報というツールの活用はますます重要となってきます。このため、農業分野でもあらゆる情報を積極的に取り込むことで、複雑な社会的課題の解決と多様化するニーズに対応した価値を創出し、新たな農業の形を創造する「情報創造」を第八次計画のキーワードと考えています。

8ページでございます。

みやざき農業のめざす将来像についてです。

ページ中央にありますとおり、持続可能な魅力あるみやざき農業を実現するためには、技術や常識、ルール、価値観、働き方等を変革するとともに、県民や消費者、他産業等と新たな価値を共創することが必要です。そのため、大きく3つの柱に分けて、合計7つの将来像を示しています。

1つ目の柱は、左側にあります「農の魅力を産み出す」人材の育成と支援体制の構築、2つ目は、下にあります「農の魅力を届ける」みやざきアグリフードチェーンの実現、3つ目は、右側にあります「農の魅力を支える」力強い農業・農村の実現です。

これらの将来像について、関係機関と共有しながら持続可能な魅力あるみやざき農業の実現

を目指してまいります。

9ページでございます。

1つ目の柱、「農の魅力を産み出す」人材の育成と支援体制の構築における、①次代を担うみやざきアグリプレーヤーの確保育成についてです。

担い手の減少が進む中、左側の現状のとおり、若い雇用者の増加や特定技能外国人制度の創設、さらにみやざき次世代農業リーダー養成塾の卒業生が地域の中心として活躍するなど、新たな動きが出てきています。今後は、右側の目指すべき姿のとおり、これまでの担い手に雇用人材を加えた農業者をみやざきアグリプレーヤーとして、施策の主要ターゲットとすることで、多様な人材を取り込んでまいります。

また、新規就農支援や普及指導體制をさらにブラッシュアップし、誰もが憧れる農業人材を育成し、その姿を発信することで、職業として選ばれる農業へと変革し、次代を担うみやざきアグリプレーヤーの確保育成を実現します。

10ページでございます。

②産地サポート機能を有する新たな産地経営体への変革についてです。

左側の現状のとおり、現行の第七次計画では、法人やJA部会などが連携して産地を牽引する産地経営体の好事例が創出された一方、耕作放棄地の増加や集落営農組織の伸び悩みなど、産地の持続を脅かす課題が顕在化しています。今後は、右側の目指すべき姿のとおり、JA部会、集落営農組織、法人経営体が連携して、人材育成や労働力調整、技術・農地等の承継など、地域農業の維持・発展に必要な産地サポート機能を強化するとともに、生産面での連携による競争力を強化し、産地サポート機能を有する新たな産地経営体への変革を実現します。

11ページです。

2つ目の柱、「農の魅力が届ける」みやざきアグリフードチェーンの実現について、全体像をまとめております。

本県農業の生産現場では、担い手減少や複雑化、多様化するニーズに対応するため、ページ左側のようなスマート生産基盤の確立による産地革新が必要となっています。また、都市部から遠隔地にある本県は、流通業界の課題への対応が急務となっており、ページ下にあります産地とマーケットをつなぐ流通構造の変革を進め、さらに右側にあります産地と流通の変革を生かした販売力を強化することで、農産物の価値や生産者の思いを消費地に「運べて」「売れる」仕組みを構築する必要があります。そのため、流通と生産・販売をつなぐ司令塔の体制を関係機関と一体となって構築することで、みやざきアグリフードチェーンを実現し、フードビジネスのさらなる振興を図ります。

次のページからは、アグリフードチェーンを構成する生産、販売、流通それぞれの将来図を示しております。

12ページです。

①スマート生産基盤の確立による産地革新についてです。

左側の現状のとおり、スマート農業が進展する中で、経済連携協定による海外ニーズや国内の加工・業務用野菜需要など、多様化するニーズに産地はしっかり応えていく必要があります。今後は、右側の目指すべき姿の中心にありますとおり、スマート農業等の技術や効率的で災害に強い生産環境、分業等による生産体制により、スマート生産基盤を構築します。その上で、その周辺に書いてありますように、推進品目の絞り込み等による生産量の確保や、周年出荷等の

生産方式の刷新、さらに出荷予測など生産情報の見える化、付加価値の最大化、消費ニーズへの対応に焦点を当てた産地振興を推進し、スマート生産基盤の確立による産地革新を実現します。

13ページです。

②産地と流通の変革を生かした販売力の強化についてです。

左側の現状のとおり、農畜産物の販売トレンドは、物流や安定、食の志向は健康や簡便化、経済性に向けられておりまして、本県農業は流通や販売環境の変化に対応することが求められています。

今後は、右の目指すべき姿のとおり、産地での出荷予測等の取組による計画販売を実現するとともに、世帯構成や消費嗜好などの社会構造の変革に対応したブランディングの構築や、世界市場に挑戦する戦略的輸出体制の整備を図り、産地と流通の変革を生かした販売力の強化を実現します。

14ページです。

③産地とマーケットをつなぐ流通構造の変革についてです。

左側の現状のとおり、選果場等の供給拠点は県内全域に分散し、青果物の流通は都市圏へのトラック輸送が大勢を占める中、効率化による輸送環境の改善や物流コストの削減が急務となっています。

今後は、右の目指すべき姿の中央にありますとおり、集荷場等を集約するとともに、その左側にあります出荷予測と連動した分荷・配車システム、輸送のパレット化、下のほうにあります電子タグの活用などにより、モノと情報がつながる効率的な物流を実現します。さらに、右上のほうにありますように、物流ドローンや長

期貯蔵技術など新技術を積極的に活用し、流通対策の連鎖を促進することで産地とマーケットをつなぐ流通構造の変革を実現します。

15ページです。

3本目の柱、「農の魅力を支える」力強い農業・農村の実現における、①次世代に引き継ぐ魅力あふれる農山村づくりについてです。

左側の現状のとおり、農山村地域では人口減少が急速に進む中、規模拡大にも限界があり、集落機能や多面的機能の低下が危惧されています。今後は、右の目指すべき姿のとおり、集落で将来像を策定した上で、①のとおり、多様な主体の活躍や農地、地域資源の有効活用により、中山間農業の活性化を図ります。また、②のとおり、食品や観光など多様な産業との組合せにより、所得や雇用の創出を図りながら、③のように、農山村の誇れる魅力を世界へと発信し、移住者や関係人口の創出等につなげ、次世代に引き継ぐ魅力あふれる農山村を実現します。

16ページです。

②持続的で安全・安心な農業・農村づくりについてです。

左側の現状のとおり、施設園芸では経費の2割以上を動力光熱費が占め、家畜飼料等の生産資材は一部を海外に依存している中、畜産バイオマスエネルギーなど、新たな技術開発が進展しているところです。

今後は、右の目指すべき姿のとおり、畜産と耕種が連携して、堆肥や飼料の広域流通体制や畜産バイオマス型施設園芸を構築するとともに、化石燃料に頼らない農業構造へ転換するため、省エネルギー園芸施設やエネルギーミックス等を推進します。

さらに、環境保全型農業を展開するため、有機農業等を推進し、持続的で安全・安心な農業

・農村を実現します。

説明は以上でございます。

○福井水産政策課長 水産政策課でございます。

常任委員会資料の27ページをお開きください。

第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画における長期ビジョン（案）について御説明いたします。

1、概要でございます。国内で人口減少が加速化する中、漁業経営体・就業者の減少継続、外国人との共生社会やSociety 5.0に向けた動き、世界的な水産物需要の増大や水産物輸出の増加と新型コロナウイルス感染症の拡大、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を目指す国の水産政策の改革など、水産業、漁村を取り巻く情勢は大きく変化しております。

このような情勢変化に対応し、本県水産業のさらなる成長産業化を目指すため、令和3年度から10年間を計画期間とした第六次水産業・漁村振興長期計画を策定することとしております。

2、検討経過と今後のスケジュールでございます。

昨年度は、4月に設置した策定検討部会を随時開催し、長期ビジョン（案）等を検討するとともに、8月と3月に宮崎県水産業・漁村振興協議会で御審議いただくとともに、9月の本常任委員会においては、計画の考え方や全体構成等の基本的な方針を報告させていただきました。

本日は、長期ビジョン（案）の報告をさせていただきますが、今後は漁業者等との意見交換や協議会での審議を重ねながら計画の策定を進めまして、12月の本常任委員会に計画素案を報告した上で、来年3月には計画原案を御審議いただく予定としております。

3、長期ビジョン（案）の概要でございます。

「ひなた魚バージョンで新たな波に乗り成長

する水産業」を基本目標とし、①人口減少社会に対応した生産環境の創出、②成長をつかむ高収益化と流通改革、③水産資源の最適な利用管理と環境保全への対応、④成長産業化を支える漁村の基盤強化という4つのイノベーションで、将来像である「持続的に成長する水産業と多様性にあふれた魅力ある漁村」の実現を目指すものであります。

「ひなた魚バージョン」とは、技術革新といった新たな創造を意味する「イノベーション」と魚を意味する「いお」を組み合わせた本県の水産業に関するイノベーションを表現する造語でありまして、将来の本県水産業の振興を担う若手職員が提案したものでございます。

続きまして、別冊でお配りしております第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画における長期ビジョン(案)を御覧ください。

別冊の表紙に目次を記載しておりますが、本県水産業・漁村の現状、基本目標、めざす将来像、4つの施策の基本方向で構成しております。

それでは、1ページを御覧ください。

現状のその1、海面漁業及び養殖業の生産量と生産額の推移でございます。

本県海面漁業の生産額は、昭和57年をピークとして長期的には減少傾向が続いていますが、生産量は平成2年以降の減少傾向から近年は緩やかな増加傾向へと変化しつつあります。一方、養殖業は、生産量、生産額ともに長期的には増加傾向で推移しております。

2ページを御覧ください。

現状のその2、漁業経営体・就業者と外国人材でございます。

本県では、漁業経営体・就業者の減少が継続しており、今後の減少も避けられない状況が想定されます。一方で、法人経営体で雇用される

外国人は増加傾向にあり、令和元年度からは外国人材の受入れを拡大する特定技能がスタートしております。

3ページを御覧ください。

現状のその3、本県水産業の特徴と成長産業化の機運でございます。

漁業経営体の減少により生産の減退が懸念されますが、本県の海面漁業・養殖業の経営体当たりの生産額は増加傾向にあり、海況情報の高度化や大規模沖合養殖システムの開発等の技術革新により、さらなる向上が期待されます。

また、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界的に物の動きが停滞しているものの、世界の水産物需要は増大傾向にあり、長期的な戦略として輸出を促進することにより、水産業の成長産業化が期待されます。

4ページです。

現状その4、水産資源の利用管理と世界的な環境保全の動きでございます。

本県は、資源評価を起点とするPDCAサイクルの資源の利用管理システムを独自に構築するとともに、内水面漁業活性化計画を策定し、水産資源の適切な利用管理に関する取組を推進してきました。

一方で、国の水産政策の改革において資源管理の高度化が掲げられ、また、国際的な資源管理の強化や世界的な環境保全への意識の高まりが見られております。

5ページです。

現状のその5、漁港や漁協等の生産基盤でございます。

本県は、漁業生産の基盤となる漁港の防災対策や漁協系統団体の基盤強化とともに、漁港の高度衛生管理対策を推進してきました。今後は、頻発する台風、豪雨や発生が懸念される南海ト

ラフ地震等の災害への対策、さらには成長産業化を実現するための漁協系統組織の連携強化など漁村の基盤強化がさらに重要となります。

6ページです。

このような現状を踏まえ、水産業の成長産業化を実現するための課題を整理しております。

まず、本県水産業の強みである生産力をさらに向上していくためには、人口減少に対応した水産業の構築が必要であります。その上で、本県水産業の成長産業化を実現するためには、水産物の世界的な需要増大を商機として輸出を推進する等の対策とともに、経営体のさらなる収益性の向上が必要であります。

一方で、世界的な資源管理、環境保全の動向や水産政策の改革における資源管理の高度化に対応した水産資源の利用管理を推進していく必要があります。さらには、水産業・漁村の生産基盤となる漁港の防災対策や漁協等の基盤強化が必要であります。

7ページです。

このような課題を克服するため、①から④に示す4つのひなた魚バージョンで、水産物の貿易拡大などの新たな時代の追い波に乗る一方、人口減少社会などの向かい波を乗り越えて成長する水産業を基本目標とします。

8ページです。

第六次長期計画では、持続的に成長する水産業と多様性にあふれた魅力ある漁村を目指す将来像としています。

ひなた魚バージョンで、法人、個人経営体ともに収益性が向上し、漁村経済の成長や豊かな食文化により活性化した漁村に多様な人材が集まり、漁業の担い手や労働力が十分に確保されて、さらに経営体が躍動する成長のサイクルが形成され、その成長を支える水産資源と生産基

盤が充実している将来を目指します。

9ページからは、基本目標や将来像を実現するための4つの施策の基本方向をまとめております。

9ページでは、施策の1、人口減少社会に対応した生産環境の創出でございます。生産力をさらに高めるための技術革新を推進するとともに、漁業経営体の減少抑制や漁村経済の核となる法人経営体の労働力不足を解消するため、外国人材を含む多様な人材を確保、育成する体制を構築することにより、人口減少社会においても躍動し成長する生産環境の創出を推進します。

10ページです。

施策の2、成長をつかむ高収益化と流通改革でございます。

高収益型漁業への構造改革や漁業許可制度の改革により、漁業経営体の高収益化を図るとともに、水産物の輸出や流通・販売の最適化を促進し、水産バリューチェーンの価値の最大化により、経営体の成長はもとより、産業全体の成長を推進します。

11ページです。

施策の3、水産資源の最適な利用管理と環境保全への対応でございます。

国の水産政策の改革に基づく資源管理の高度化への対応と本県独自の資源の利用管理システムの高度化を推進するとともに、国際的な資源管理への対応や内水面資源の適切な管理、さらにはSDGs等の海洋保全の動きに適切に対応することにより、水産資源の持続可能な利用管理を推進します。

12ページです。

施策の4、成長産業化を支える漁村の基盤強化でございます。

今後発生が懸念される南海トラフ地震などの

大規模災害による被害を軽減するため、漁村の防災、安全対策を強化するとともに、漁協系統組織の基盤強化や高度衛生管理対策等による生産・流通機能の強化を図り、水産業の成長産業化を支える漁村の基盤強化を推進してまいります。

別冊の資料についての説明は以上でございますが、今後の計画策定に当たりましては、引き続き常任委員の皆様のご御意見も踏まえつつ進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

水産政策課からは以上でございます。

○愛甲農業連携推進課長 常任委員会資料の28ページをお開きください。

令和元年度の農畜水産物の輸出実績についてであります。

令和元年度の本県農畜水産物の輸出額は、1の概要にありますとおり、金額ベースで見ますと、前年比107%の59億4,000万円となり、過去最高額を記録したところであります。

品目別に見ますと、2の品目別輸出実績の表のとおり、農・畜・水産物のいずれのカテゴリーも着実な増加が見られ、本県の主要品目であります牛肉につきましても、輸出額は41億円強で、全体の約7割を占めており、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けたものの、伸び率は対前年比101%となったところでございます。

また、輸出先別に見ますと、3の輸出先国別輸出実績の表のとおり、アジア諸国への輸出額は全体の64%を占めておりますが、輸出先第1位の香港への輸出額は前年比94%と減少する一方で、アジア以外では、アメリカやEUが順調に伸びているところでございます。

なお、29ページには、輸出先のマーケット調査をはじめ、国ごとに対応した産地づくりや販

路開拓など輸出促進に向けた各種取組を掲載したところでございます。

以上が、令和元年度の輸出実績でございます。令和2年度は、今後もしばらくはコロナの影響が懸念されますが、収束後は、先ほどお願いしました補正事業等を活用し、輸出の速やかな再始動を図り、再び成長軌道へ乗せたいと思っております。

以上でございます。

○戸高農業担い手対策室長 農業経営支援課農業担い手対策室でございます。

資料30ページをお開きください。

新規就農者の確保・育成の状況について御説明いたします。

まず、1、現状・課題の新規就農者の就農状況の表の合計の欄を御覧ください。

新規就農者は近年増加傾向にあり、令和元年は418人と3年連続で400人を超えております。合計の欄の左側の列に内訳がございますとおり、農業法人等への雇用就農が234人、自営就農が184人となっており、自営就農者が昨年より20人増加しております。

経営類型別では、施設野菜や露地野菜、肉用牛での就農が多く、右側の表の地域別では、中部や児湯地域での就農が多い一方、中山間地域で少ない状況にあります。

2の主な取組の内容を御覧ください。

まず、就農者受入体制の整備として、昨年度、株式会社マイナビと協定を締結し、首都圏における就農相談会の充実等により、県外からの就農者の確保に取り組むとともに、就農研修体制の整備として、耕種部門ではみやざき農業実践塾や、各地の就農トレーニング施設において、また畜産部門では、繁殖センター等で就業による技術習得を支援しております。

また、就農希望者が農業法人等において就農研修を行うお試し就農を実施し、人材の定着を図っております。

今後の展開でございますが、就農希望者を中山間地域に呼び込むための環境整備を検討していくとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う失業者等に対し、農水産業分野で受入れを拡大するための取組を予定しております。

また、就農相談会等の中止が相次いでおりますことから、農業振興公社においてテレビ会議により就農相談会の体制の整備等も予定しているところでございます。

新規就農者の確保・育成の状況につきましては、以上でございます。

続きまして、委員会資料の31ページを御覧ください。

県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園に係る次期指定管理候補者の選定について御説明いたします。

研修センター及び公園の管理運営につきましては、平成27年度から指定管理者制度を導入しており、今年で今期の指定期間が満了となりますことから、7月から次期指定管理者の募集を開始することを御報告させていただくものであります。

まず、1、現在の指定管理者の管理運営状況についてであります。

(1) 施設の概要の3つ目の丸ですが、現在は学校法人宮崎総合学院を指定管理者として指定しており、指定期間は平成30年4月1日から令和3年3月31日までの3か年となっております。

次に、(2) 施設利用状況であります。

過去3か年のデータを見ていただくと、研修実績や農業科学館入館者数は減少しております

ものの、宿泊者数や公園入園者数は順調に伸びているところであります。

次に、施設の収支状況であります。生産物の売払い収入の確保などにより、安定した運営がなされているところであります。なお、令和元年の指定管理料が増加している理由は、消費税の増税によるものであります。

(4) 利便性やサービスの向上、利用者増の取組につきましては、自主企画イベントの開催や、県外の就農相談会での講演等を通じた情報発信、研修室等の土日祝日利用への柔軟な対応など、改善に取り組んでいるところでございます。

32ページをお開きください。

(5) の評価についてであります。

公園入園者の増加に向けた取組や、みやざき農業実践塾での塾生の県内への就農支援など、新たな担い手確保、育成においても着実に成果を上げております。

次に、2、次期募集方針についてであります。

まず、(1) 業務の範囲につきましては、研修センターや公園の利用、施設の維持、保全に関する業務等でありまして、今期と同様でございます。

(2) 指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間と、これまでの3年間から変更をしております。

(3) 基準価格につきましては、①が研修センター及び公園の管理運営に必要な経費として、県から指定管理者に交付する指定管理料であり、②がみやざき農業実践塾等で生産された農産物の売払い収入と施設の利用料金でございます。

指定管理料につきましては、①の基準額を上限に応募していただくということになっております。

次に、(4) 募集概要ですが、募集期間を7月6日から9月7日の約2か月間とし、7月27日に現地説明会を開催する予定です。募集につきましては、県の公報、ホームページ、各種メディア等で周知することとしております。

続きまして、(5) 資格要件ですが、①にありますとおり、県内に事業所または事務所を有する、または設置が見込まれる法人等が対象となります。②以降につきましては、入札参加資格や不適合要件等を記載しております。

33ページを御覧ください。

(6) の指定管理者の選定についてであります。

審査の流れにつきましては、まず、県で書類審査を行いまして、その後、有識者で構成されます選定委員会が書類審査を通過した応募者のヒアリング等により審査をいたします。

続きまして、(7) 選定基準ですが、①住民の平等な利用の確保等の6項目としております。

34ページをお開きください。

(8) 審査項目・配点につきましては、先ほどの選定基準の具体的な項目を記載しております。選定委員会での意見を踏まえ、③の施設の認知度向上や農業、自然の豊かさなどを体験できる事業計画に係る審査項目を今回新しく追加しております。

最後に3、スケジュールですが、6月3日に第1回目の選定委員会を開催し、募集方針を議論いたしました。今後は、7月6日から約2か月間募集した後、9月中旬から審査を実施いたしまして、10月中旬には指定管理者の候補を決定する予定でございます。

その後、11月定例県議会で議案として提出し、議決をいただいた後、指定管理者の指定を行い、来年4月から新しい指定管理者による業務を開

始する予定となっております。

説明は以上でございます。

○河野畜産振興課長 畜産振興課でございます。

常任委員会資料の35ページをお開きください。

第15回全日本ホルスタイン共進会九州・沖縄ブロック大会についてであります。

1の概要にありますように、本大会は、我が国乳用種の資質向上と酪農業の発展及び理解醸成を図ることを目的に、日本ホルスタイン登録協会が主催し、5年に一度開催されております。今回は、初の九州・沖縄ブロックでの共同開催とし、今年10月に都城地域家畜市場をメイン会場に開催予定でありました。

2の開催についてにありますように、今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、全国の酪農家や関係団体から、大会開催による感染不安の声等が多数寄せられておりました。このため、登録協会は、経緯にありますように、全国の生産者団体等と協議を重ね、5月13日に今年度の開催中止を、6月11日には延期を含めた本大会の中止を決定したところであります。

説明は以上であります。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

時間が押しておりますので、その他報告事項に関する質問のみよろしくお願ひしたいと思います。質疑はございませんでしょうか。

○高橋委員 第八次宮崎県農業・農村振興長期計画ビジョン、その前に、私、間違っただけで発言していたみたいで、ブラジルは豚じゃなくてブロイラー、養鶏、鶏肉ですんで、訂正します。

丁寧に説明いただきましたビジョン案の6ページのみやぎき型家族農業というところで、こ

の考え方なんですけど、世界がこの流れだからこの方向性は間違っていないと思うんです。企業、例えばJR九州とか、本県でいうと宮崎銀行がやっていますよね。ここはどういうふうに位置づけたらいいんでしょうか。企業の農業というのは。ここはもう全く切り離すということでしょうか。

○殿所農政企画課長 資料の6ページにありますみやざき型家族農業といますのは、先ほど説明しましたような経営規模の大小や個人、法人の別を問わず家族を中心としたとしておりますが、やはり今回国の長期計画でも出ておりますように、家族型の農業をしっかりとやっていきたいと思いますというのがありますが、一方では、今、委員からお話のありましたような企業がつくっておりますような法人、そういったものもしっかり本県の農業を支える部分としては大事な部分でございますので、そこはしっかりと相まって対応したいというふうには考えております。

○高橋委員 細かいところを私は言っているのかもしれないけど、ここの枠組みの中に入らないですね。

○殿所農政企画課長 この枠ではないです。

○高橋委員 その整理だけです。ありがとうございます。

○星原委員 ずっと説明を受けて、農業・農村の振興計画と水産のほうを聞きながら、10年後に向けてとか、5年後に向けて目指すべき姿と出てきているんですけど、すばらしい方向性は出るんですけど、私が聞きながら思ったのは、もう一つ脇に数値目標を入れる。要するに、農家の所得であれ人数であれ、売上げであれ何であれ、あるいは過去のそういうのを増やしていくとか、そういうものをある程度具体的に示して、

そして数字を入れて、それが実現できていくのか毎年検証していくようなことをやらないと、過去もずっといろんな形で作ってはきている、じゃあ10年前につくったそれまでの計画がどこまで実現されたのか、100%実現されたのか、50%だったのか。

そういう時代の変化の中で、自分たちの想定できることまで及びつかなかった部分は何なのかとか、そういったものを加味しながら、もう一つそういう枠をつくって、数字が入れられるものはやっぱり数字を入れていきながら、それを毎年、年度当初の予算に反映するでも、予算を組んでいくでも、事業計画の中でもそういう目標に向けた数字を追っかけながらいろんなことをやっていかないと、絵に描いた餅と言ったら悪いけど、きれいに書かれていてすばらしいなと思うけど、本当にそれが毎年目標の数字をクリアしながらやっているものなのか。数字をクリアしなかった場合には、それは何が原因なのかとか、やっぱり計画を練るんなら、そういう数値を出しながらの中で、計画を立てていってもらいとより分かりやすい。だって、今我々ここにいる人間が、10年後にこの状態がどこまで実現できただろうかなんてというのは、多分誰も見る人はいないよね。

それよりか、毎年10年間の数値が入っていけば、毎年それがクリアできているものなのか、できていないものなのかとずっと追っかけていけるし、そして、いろんな説明でも、前年度比何とかと全て報告になるけど、毎年目標が立っていれば、その部分に対して今年の部分がどうだと、過去と比較してどうだ、そういうのが明確に見えてくると思うんです。

だから、新たな計画を立てていくのであれば、やっぱりそういうような計画の立て方、そこま

でやっていただかないと、聞いていてすばらしいとは思ってましたが、本当にどこまでがどういうふうになっていくのか、その辺が見えない。その辺はどうなんですか。

○殿所農政企画課長 まさに今委員御指摘のとおり、しっかり数値目標を立てて、施策のターゲットを明確にすること、それから進捗管理をしていくということはとっても大事なことだと思っております。

少し説明が十分ではございませんでしたが、本日説明いたしましたのは、10年後を見据えた長期的なビジョン、目指す姿という辺りを中心に、今、ここまでやっと計画ができたところでございます。この後、この長期ビジョンを基にしまして、まずは直近の5年間の中でどういう目標を立てるか、あるいはその目標を実現するために何をすべきかという基本計画というものをこれから策定いたしまして、12月の常任委員会の中で説明させていただき、また御意見をいただきたいと思っております。

さらに、この基本計画を推進する中で、委員からもお話がありましたように、しっかり前年度と比較をしながらやっていくことはとても大事なことでございますので、この長期計画の進行管理の中では、毎年、推進状況を整理をし、数字も比較をし、その中で課題が何なのかということをしっかり見極めて、翌年度何をすべきかというサイクルをしっかり回していきたいと思っております。

今日御説明しましたこの10年間の長期ビジョン、5年間の基本計画、そして毎年毎年の検証サイクル、これをしっかり回していきながら、委員からお話のありましたように実効性のある計画にしていきたいと思います。

○星原委員 もう一つが、農業でも林業でも水

産業でも、やっぱり安定した所得というのは、生活を守っていくために、家族経営であれ法人経営であれ、いろんな形で目標は出てくるわけですね。そういうものがちゃんと達成されないと後継者も育たないし、これから人口減少が進む中で、先ほどの説明だと、今就農者は増えているような感じがありますが、これから10年間の中でどういうふうになっていくのかとなると、もう人口減少は間違いなく起こっているわけだから、そういう流れの中で、どういうふうにしていったら、第1次産業に就業する人たちが、若い人たちがついてこれるのか、そういうものをやっぱり計画の中で追っかけていってほしいな。

せっかく計画をこうやって立てるのであれば、そういったものまでひっくり返した計画にしてもらうと。我々も毎年そういう計画が、5年なら5年間、数字なら数字が出ていけば、今年、来年、再来年、それがクリアできているかとか、比較した説明があれば、なるほど、あの時代に、あのときに立てた計画どおり順調に進んでいるとか、そういうものも見えてきますよね。やっぱりできればそこまでしていただく、そうすると、若い人たち、これから今の農業高校でも、あるいは農大校でもですけど、そういう学校に行って、県としては目標を立てたり、目指す姿をこうしたり、所得はこういうふうに、ちゃんとこうやって就業していけば、安定した家族経営、あるいは家族も守れる、自分たちの娯楽でも何でもだけど、ちゃんといろんなことができるよと、そういうものを示しながら、やっぱり後継者づくりとかを人材育成とかやっていってほしいなと思うんですけど。

○殿所農政企画課長 今お話のありましたように、所得に対する目標をしっかり定めることは

とても大事なことだと思っています。やはり、先ほど課題の中で説明しましたがけれども、これから他産業との人材獲得競争はますます激しくなっていくまして、やはり農業の魅力という部分としっかり農業で食べていけるということを見せていくことも大事だと思っています。

その中で、今度の基本計画の中では、一つは、宮崎県の平均的にこれぐらい稼ぐ農業にしたいねという全体的な数値目標を定める部分と、もう一つは、例えば農業のいろんな形態ごとに、こういうふうな経営モデルであればしっかり経営が成り立って食べていけますよということをお示しすることも大事だと思っております、この点については、例えば、今の農業をやっている方にとっては、自分が目指すべき姿の目標にもなるでしょうし、委員からお話のありました、これから農業を目指そうという人たちにとっては、こういう経営をすれば、自分たちがしっかり食べていけるんだという強いメッセージになると思っておりますので、そういった稼げる農業のモデルというものも計画の中でしっかり示していきたいと考えております。

○星原委員 ぜひお願いします。

○横田委員 少しずつ新規就農者も出ていますが、担い手はだんだん少なくなっているわけで、担い手が少なくなれば、農業、農地を守ろうと思ったら、やっぱり規模拡大をしていかざるを得ないと思うんです。

私はずっと今まで分業化を進めるべきじゃないかということを書いてきました。分業化を進めることで、余った時間とか労力を規模拡大に充ててもらおう。例えば、畜産でいったら、子牛の育成をキャトルステーションにお願いする、草づくりはコントラクターにお願いする、そういったことで、現実、繁殖センターとかキャト

ルステーションが機能することで、繁殖雌牛が増頭できているという現実もありますよね。それと同じように、例えば稲作農家だって、昔は育苗も全部自分たちでしていたんです。でも、今ほとんど育苗センターに作ってもらっています。ハウスの野菜の苗だって同じです。

だから、今までもずっと分業に取り組んでいられているんだけど、でも農家が何となくそれを説明してもぴんとこられないとか、移らないとか、そういう状況なんです。

例えば、畜産でいう草づくりをコントラクターに任せることで機械も買わなくて済む、それでずっと経営状態もよくなって、収益アップにつながる。そういったことも絶対に出てくるんじゃないかと思っておりますので、分業化をしっかりと体系づけて、農家に理解してもらえるようなそういう取組もこれから必要じゃないかなと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

○殿所農政企画課長 先ほどの資料の12ページを御覧いただけますでしょうか。

やはりこれからの農業を、少ない担い手の中でやっていくための規模拡大ということを書きましたときに、右側の目指すべき姿の真ん中のほうに書いておりますけれども、スマート農業等を活用した技術という部分と、生産体制のところを書いておりますけれども、今、委員から御指摘のありました、地域での分業、あるいはインテグレーションを進めていくことは非常に大事なことだと思っております。

これは、今のところまだこういう絵にしかかっておりませんが、これを基にしてしっかり基本計画の中で、どうすればそれが実現していくのか、そしてそれをどうやって農家の皆さん方に伝え、これを実現していくのかということをしつかり真剣に考えてまいりたいと思います。

○横田委員 8ページに、「共創」、共に創るという単語が出ていますが、これはまさにそうじゃないかなと思うんです。例えば建設業の人たちと一緒に農業をちょっと体系づけていくとか、すごく大事なことだと思いますので、しっかりと取り組んでいただければと思います。

○日高委員長 暫時休憩いたします。

午後3時58分休憩

午後3時58分再開

○日高委員長 委員会を再開します。

○高橋委員 水産の長期ビジョンのところで、11ページの水産資源の最適な利用管理と環境保全への対応というところで、確認の意味でもそうなんですけど、まき網の規制です。別立てでそのことを取り上げていらっしゃるかどうかも含めてなんですけど、まき網の規制はできていませんよね。いわゆる、一網打尽です。だから、小さい魚まで取ってしまって、資源の管理にいろいろ支障を来しているということをよく聞くもんですから、その辺のところはどうなっていますか。

○福井水産政策課長 まき網につきましては、農林水産大臣が許可している県外の大中型まき網と、県知事の許可でやっている県北のほうの中型まき網がございます。いずれも、大臣もしくは知事の許可の下に適当な制限条件をつけて操業しております。

また、漁獲規制についても、まき網漁業の主要対象になっているサバだとかイワシといった魚種については、漁獲割当て制度が導入されていますので、そういった規制の下で適切に操業しているというふうに認識しております。

○高橋委員 ここで触れなくても、ちゃんともう決まり事であるわけだからという意味なんで

しょう。しかし、それはその規制が海の上で徹底されていないという現状があると聞くもんですから、いわゆる網目をもうちょっと大きくすればいいのにとか、そういう現状はどうなんですか。

○福井水産政策課長 操業の位置だとか、そういったものを違反する漁船が多い場合には、漁船の位置を衛星回線を使って陸上で監視するようなシステムを導入できるようになっておりますので、違反操業等がもしあるようであれば、そういった装置の導入も検討していけるというふうに考えております。

○高橋委員 じゃあそういったチェック機能は働いているということですか。

○福井水産政策課長 はい。働いているというふうに認識しております。県内でも取締船たちほを運用して、そういった規制の監視も適切に行っております。

○日高委員長 そのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時1分休憩

午後4時5分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、明日行うこととし、再開時間を1時10分としたいと思います。よろしいでしょうか。

令和2年6月18日(木)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後4時6分散会

令和2年6月19日(金曜日)

午御1時8分再会

出席委員(8人)

委員	長	日高陽一
副委員	長	安田厚生
委員		星原透
委員		横田照夫
委員		窪菌辰也
委員		高橋透
委員		河野哲也
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査	川野有里子
議事課主任主事	石山敬祐

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否を含め、御意見を願います。

暫時休憩いたします。

午後1時9分休憩

午後1時9分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、議案の採決を行います。

議案第1号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議なしと認めます。よって、

議案第1号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時9分休憩

午後1時10分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、引き続き、閉会中の継続調査といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、延期となっております県内調査について、県南調査を7月15日水曜日から16日木曜日に、県北調査を8月5日水曜日から6日木曜日に実施する予定ですが、日程の都合もありますので、調査先について、改めて皆様から御意見を伺いたいと思っております。

参考までに、お手元に資料として、調査日程案、過去5年分の環境農林水産常任委員会の調査実施状況及び県内調査調査先候補の概要を配

付しております。

また、県外調査につきましては、10月に実施予定ですが、現時点で何か御意見、御要望等がありましたら、併せてお出しいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時12分休憩

午後1時18分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県内調査の日程、調査先等につきましては、先ほどの案を入れながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、7月20日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

皆様、お疲れさまでした。

午後1時18分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長

日 高 陽 一